

資料2－2  
(溶け込み版)

令和5年1月12日  
第8回策定委員会資料

## 武藏野市第六期長期計画・調整計画

(令和6(2024)年度～10(2028)年度)

# 討議要綱（素案）

Ver.2.0

令和5(2023)年 2月

武藏野市第六期長期計画・調整計画策定委員会

# 目 次

<b>1 武蔵野市における長期計画・調整計画について</b>	
(1)これまでのあゆみ	1
(2)調整計画の役割と位置付け	1
(3)計画期間と計画見直しのサイクルについて	1
(4)策定の流れについて	2
(5)討議要綱とは	3
<b>2 基本的な考え方</b>	
(1)計画に基づく市政運営	4
(2)情報共有の原則	4
(3)市民参加の原則	4
(4)協働の原則	4
<b>3 第六期長期計画における基本目標等について</b>	
(1)第六期長期計画における目指すべき姿	5
(2)基本目標について	5
(3)基本課題について	6
<b>4 市政を取り巻く状況について</b>	
(1)社会経済情勢等の変化	8
(2)人口推計	10
(3)財政状況	12
<b>5 第六期長期計画(令和2(2020)年度～)の実績</b>	
(1)分野別の実績	16
(2)新型コロナウイルス感染症の影響への取組み	18
<b>6 分野別の課題</b>	
(1)健康・福祉	20
(2)子ども・教育	25
(3)平和・文化・市民生活	29
(4)緑・環境	35
(5)都市基盤	39
(6)行財政	45

## 【参考資料】

1 武藏野市自治基本条例	50
2 武藏野市長期計画条例	57
3 各分野における個別計画	58
4 第六期長期計画・調整計画市民会議	59
5 第六期長期計画・調整計画市民ワークショップ	61
6 第六期長期計画・調整計画むさしの未来ワークショップ	63
7 市民意識調査	65
8 武藏野市地域生活環境指標	67

# 1 武蔵野市における長期計画・調整計画について

## 2 (1)これまでのあゆみ

3 武蔵野市は、昭和 46(1971)年の最初の「基本構想・長期計画」から、市民参加・議員参加・職員参加  
4 による「武蔵野市方式」と呼ばれる計画策定に取り組み、これまで半世紀にわたり、「市民自治」を原則と  
5 して、長期計画に基づく計画的な市政運営を推進してきた。市民自治とは、市民が主体となって自らの  
6 住むまちを築き運営していくという考え方である。

7 この間、公共施設や下水道等の市民生活の基盤が計画的に整備されるとともに、福祉や教育など各  
8 分野で市民と行政の協働による施策が展開され、行政だけでなく幅広い市民の参加・協働の取組みによ  
9 って、市民生活全般の水準は着実に高まった。

10 市民自治の考え方は、本市の市政運営の最も重要な原理として今なお引き継がれている。平成 23  
11 (2011)年の地方自治法改正により、基本構想策定の法的な義務付けが廃止されたが、長きにわたる武  
12 蔵野市方式による計画策定の歴史を踏まえ、武蔵野市方式を制度化した武蔵野市長期計画条例(以下  
13 「長期計画条例」という。)を平成 23(2011)年 12 月に制定した。

14 また、4年ごとに策定される長期計画のみならず、様々な市政課題解決のために策定される専門的・  
15 具体的な個別計画においても、パブリックコメント(意見聴取)や意見交換会の実施など、幅広く市民の  
16 参加や意見を求めることが、「武蔵野市方式」という市政運営の一般的なスタイルとなっている。

17 このような市民自治の理念、市政運営のスタイルを未来へ継承し、発展させていくことを目的とした武  
18 蔵野市自治基本条例\*(以下「自治基本条例\*」といふ。)が令和2(2020)年4月に施行された。

19 本調整計画策定にあたっても、自治基本条例\*及び長期計画条例に基づき、これまで培ってきた「武  
20 蔵野市方式」による策定方式を継承し、より多様で広範な市民参加によって策定を進めていく。

21

## 22 (2)調整計画の役割と位置付け

23 10 年を1期の計画期間として策定される長期計画は、前期5年を実行計画、後期5年を展望計画とし  
24 ている。この中で、市長選挙が行われたときや市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画  
25 の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものと規定しており、これが調整計画の策定にあたる。

26 調整計画は、「市政運営の基本理念」と「施策の大綱」の見直しは行わず、実行計画に掲げた施策の  
27 うち、事業未着手、目標未到達等の施策についてその対応、展望計画として掲げた施策の検討、長期  
28 計画策定時との社会状況の変化により求められる施策等についての議論を主軸に、時代背景に応じた  
29 形で見直しを行い、策定するものである。

30

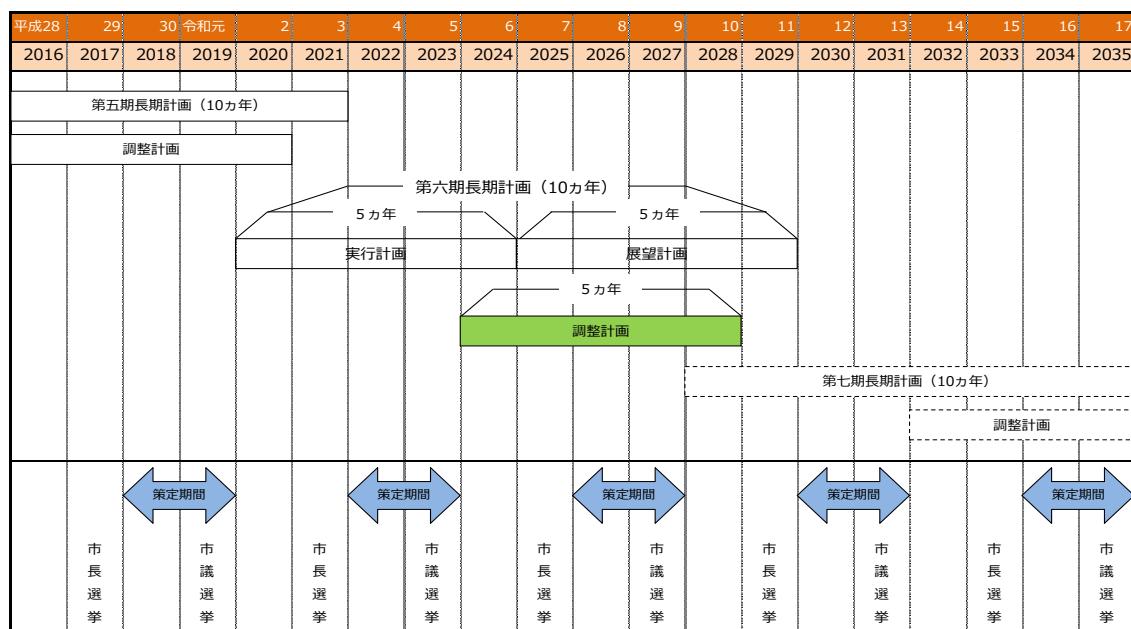
## 31 (3)計画期間と計画見直しのサイクルについて

32 現在は令和2(2020)～11(2029)年度の 10 カ年を計画期間とする第六期長期計画に基づき市政運営  
33 を行っており、調整計画では、長期計画における令和6(2024)～10(2028)年度においての市の政策を  
34 見直していく。

35 なお、円滑な市政運営のため、計画期間の最後の1年は次の計画と重複させて策定することとしてお  
36 り、実質的には市長の任期に合わせた4年ごとの見直しを行っている。

37

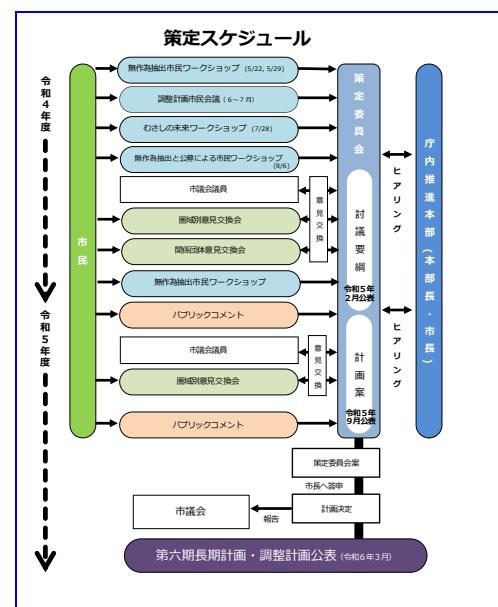
#### ■計画期間と計画見直しのサイクル



#### (4) 策定の流れについて

令和4(2022)年5～8月にかけて、オンラインによる無作為抽出市民ワークショップ及び中高生世代向けのむさしの未来ワークショップ、また無作為抽出及び公募による対面での市民ワークショップを開催した。6月には武藏野市第六期長期計画・調整計画市民会議(以下「市民会議」という。)が設置されるとともに、8月には、市内在住の有識者、公募により選出された市民及び副市長からなる武藏野市第六期長期計画・調整計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)が設置された。策定委員会では、各種計画や報告書等を参考に、議論が必要と思われる課題・論点について討議要綱としてまとめ、それをもとに、広く意見を求めたうえで、調整計画案を作成し、令和5(2023)年9月頃に公表することを予定している。その調整計画案について改めて広く意見を求めたのち、11月頃には、第六期長期計画・調整計画策定委員会案を市長に答申する予定である。

11 市長は答申された策定委員会案を尊重して、市長案を市議会に報告し、最終調整を経て、令和  
12 6(2024)年3月に第六期長期計画・調整計画が公表  
13 される予定である。



1   **(5)討議要綱とは**

2   この討議要綱は、第六期長期計画・調整計画を作成するためのたたき台として、市民・議員・市  
3   職員が特に議論すべきと思われる課題・論点についてまとめたものである。討議要綱作成にあたつ  
4   ては、むさしの未来ワークショップ、無作為抽出と公募による市民ワークショップ及び市民会議から  
5   の報告書、第六期長期計画・調整計画の論点等に関する庁内ヒアリング、地域生活環境指標、将  
6   来人口推計並びに市民意識調査\*等の各種調査報告書、これまでに本市が策定した各個別計画  
7   及び事業実施状況等を参考にし、関係施設の視察も含め計9回にわたる策定委員会での議論を  
8   経て作成した。この討議要綱をもとに、様々な手法により市民や関係者との意見交換を行い、広く  
9   意見を求める。

10   なお、討議要綱記載の論点整理にあたっては、後期5年の展望計画として託された施策の検討、  
11   法改正や社会状況の変化に対応する新たな課題を踏まえている。

12   長期計画策定時より事業が定常化したもの、現在個別計画や主要事業として課題解決のため  
13   に議論が進行中のものについては、計画策定の対象となるものの、討議要綱の記載対象とはしな  
14   いこととした。

15   本計画に係る市民の意見は令和5(2023)年3月 日まで常時受け付けている。策定委員会宛の  
16   意見を、事務局である市総合政策部企画調整課宛に、郵送・電子メール等、表紙に記載の方法で、  
17   令和5(2023)年3月 日までにお届けいただきたい。

## 2 基本的な考え方

昭和46(1971)年に策定した本市の最初の基本構想・長期計画において、「市民自治」を計画の原理として以来、これを本市の市政運営の基本原則として位置付け、現在に至るまで継承している。

本計画の前提となる第六期長期計画では、本市で培われてきた市民自治の伝統を継承していくことを確認し、これをさらに発展させていくための4つの原則を掲げ、長期計画における基本的な考え方としている。本計画においても、この基本的な考え方を継承する。

なお、この原則は、自治基本条例\*にも継承され、本市における自治の基本原則として本条例の第3条に規定されている。

### (1) 計画に基づく市政運営

本市の将来を見通した計画的な市政運営を行うことを原則とする。長期計画をはじめとして、個別計画を含め、本市の計画は、市民や多くの関係者の意見を反映させて強い規範性を持つ計画として策定する。長期計画は、各分野の個別計画との整合性を確保しつつ、市政全体を俯瞰したうえで、財政計画に基づき、総合的な見地から、市政の向かう大きな方向性を明らかにし、優先化・重点化すべき政策を明示する。

### (2) 情報共有の原則

市政への市民参加を推進していくために、行政の公正性と透明性を確保し、市政情報の積極的な共有を推進していくことを原則とする。市民自治の重要な要素である市民参加は、様々な情報が適切に市民に伝わって初めて成し得るものであり、その前提となるのが市民との情報共有・市民への情報提供である。

### (3) 市民参加の原則

市政全般にわたって、市民自治の原点とも言える市民参加を推進していくことを原則とする。市は、様々な立場にある市民からの意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努める。そのために、市は市民参加の機会を整備するとともに、より進んだ市民参加のあり方について、市民の意見を踏まえて追求していく。

### (4) 協働の原則

市政運営においては、市民自治のさらなる発展へつながる協働の取組みを推進していくことを原則とする。多様化する公共的な課題への対応には、従来の行政サービスだけでは十分に対応することができないことも多くなっている。市民、市民活動団体、企業等の多様な主体と行政とが、課題意識とまちを良くしていこうという意識を共有し、対等の立場で各々の強みを生かしながら協働していくことが、豊かな地域社会の創造へつながっていく。

### 3 第六期長期計画における基本目標等について

第六期長期計画における目指すべき姿と、それを実現するための基本目標及び前提となる基本課題は下図のとおりである。5つの基本課題は、市政全般に係る分野横断的な課題として抽出したもので、5つの基本目標に対して横串の関係となり、それぞれが相互に関連する課題である。

5



6

#### (1)第六期長期計画における目指すべき姿について

誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち

#### (2)基本目標について

##### 1)多様性を認め合う 支え合いのまちづくり

市民一人ひとりの生き方や価値観の多様化が進んでいる。また、様々な異なる背景を持つ市民の多様化も進んでいる。全ての市民があらゆる場面でお互いを認め合い、理解し合うことにより、寛容性が育まれ、人と人とのつながりが生まれる。このつながりが信頼感を醸成し、地域での見守りや支え合いの基礎となる。誰もが安心して住み続けられるよう、一人ひとりの多様性を認め合う、誰も排除しない支え合いのまちづくりを推進する。

16

##### 2)未来ある子どもたちが 希望を持ち健やかに暮らせるまちづくり

子どもは、まちにとって未来である。子どもがこの武藏野市でそれぞれの個性をひらき、のびのびと育つことによって、まちが未来へと続く。子どもはまちの希望であり、活力の源であるとの認識を市民全体で共有する。そのうえで、地域全体で子ども・子育てを見守り、支援していくことで、子どもを安心して産み育てられ、未来ある子どもたちが希望を持ち健やかに暮らせるまちづくりを推進する。

1           **3)コミュニティを育む 市民自治のまちづくり**

2           武蔵野市は、市民自治のまちとして発展してきた。その核となっているのは地域のコミュニ  
3           ティによる支え合いである。人々の価値観が多様化している中で、コミュニティのあり方も変化  
4           している。この変化に対応し、地域の中で多様な主体同士の連携や協働により新たなチャレ  
5           ンジを重ねることで市民自治が進展していく。そして、この市民自治を通じた人と人との結び  
6           つきが、周りの市民の意識にも影響を与え、さらにコミュニティのつながりが育まれるという好循  
7           環のまちづくりを推進する。

8           **4)このまちにつながる誰もが 住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくり**

9           武蔵野市が将来にわたって「住みたい、学びたい、働きたい、訪れたいまち」であり、さらに  
10          「住んで、学んで、働いて、訪れてよかったです、楽しかったまち」となることを目指す。そのために、  
11          市民がそれぞれの価値観に合った生き方を実現できるための総合的な施策を充実させるとともに、武蔵野市の持つ多様な魅力や価値を内外に発信し共有していくことにより、まちの活力  
12          を向上させる。

13          **5)限りある資源を生かした 持続可能なまちづくり**

14          魅力と活力があふれる持続可能なまちを、責任を持って継承していくことが、今を生きる  
15          我々の責務である。未来に向けての積極的な投資を行えるよう、健全な財政を堅持するため  
16          の最大限の工夫と努力をしながら、環境、福祉、経済、教育、文化等、多様な側面から、有限  
17          の資源である人材や物資、財源に加え、情報も含めて資源の有効活用を最大限に図り、持続  
18          可能なまちづくりを推進する。

19           **(3) 基本課題について**

20           **A 少子高齢社会への挑戦**

21          今後さらに少子高齢社会が進展していく。本市が持続可能なまちであるために、子どもが安心して成長できる環境のさらなる充実や、市民の健康寿命\*を延ばす取組み等を進める必要がある。また、市民が生活していくうえでの課題が多様化する中、課題解決のためには様々な知見や人材の関わりが重要であることから、新たな担い手の発掘と育成を促進し、地域におけるまちぐるみの支援の取組みを進めていく必要がある。

22           **B まちの活力の向上・魅力の発信**

23          本市の人口は、今後もしばらくは伸びが続くと推計しているが、緑や街並みを大切にした良好な住環境を守る方向性は堅持しつつ、より戦略的なまちづくりにより、これまで市民とともに作り上げてきた本市の個性と魅力を磨き上げ、それを内外に発信していくことで、現在の市民に長く住み続けてもらうとともに、将来の市民につながる転入希望者を増やし、まちの活力を向上させていく必要がある。

1 **C 安全・安心を高める環境整備**

2 近年、全国的に地震や水害による大規模な自然災害が発生している。また、巧妙化する犯罪等  
3 に対する不安も根強く残る中、ハード・ソフト両面からの総合的な防災力の強化や防犯力の向上が  
4 求められている。あわせて、様々な分野において「安全感」を持って日々の暮らしができるよう、セ  
5 ーフティネットのさらなる充実を図る必要がある。

6 **D 公共施設・都市基盤施設の再構築**

7 住民サービスの基盤であり、さらにはまちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素でもある公  
8 共施設や都市基盤施設が、今後順次更新の時期を迎えることになる。再構築に必要な多額の財  
9 源を確保するために、行財政改革への不断の努力を継続しながら、市民全体でこの課題を共有し、  
10 適正な規模や水準について考えていく必要がある。

11 **E 参加・協働のさらなる推進**

12 地域における公共的な課題は、多様化・複雑化してきている。これらに対応するためには、様々  
13 な立場の人々が課題や目的を共有し、知恵を出し合い、役割を分かれ合って取り組んでいく必要  
14 がある。様々な主体との連携・協働とともに、市民のまちづくりへの参加を促し、本市の市民自治の  
15 さらなる進展を図っていく必要がある。

## 4 市政を取り巻く状況について

### (1)社会経済情勢等の変化

#### ①新型コロナウイルス感染症の影響

第六期長期計画は、令和元(2019)年に発生した新型コロナウイルス感染症が世界中に広がり、日本においても感染が急速に拡大していた令和2(2020)年4月から始まった計画である。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、小中学校等の長期にわたる臨時休校や、緊急事態宣言発出に伴う不要不急の外出制限、営業の自粛要請のほか、ソーシャルディスタンスの確保などが要請された。また、対面による会議や授業、イベントの実施、交流等も自粛・制限されるようになり、市民生活に大きな変化をもたらしたほか、地域経済にも大きな影響を与えた。

こうした変化に対応した「新しい生活様式」の定着が求められ、マスクの着用や手洗い・手指消毒の徹底、3密(密集・密接・密閉)の回避のほか、テレワークやWeb会議、オンライン配信を取り入れたイベントの実施などデジタル技術を活用した取組みが進められてきた。その一方で、社会の変化に伴う失業や廃業・倒産による生活困窮者<sup>\*</sup>等の増加や、人ととのコミュニケーションの希薄化、まちぐるみの互助の取組みの停滞、高齢者のフレイル<sup>\*</sup>の進行等が課題となった。

今後も新型コロナウイルス感染症の状況の変化を踏まえつつ、社会生活、経済生活の持続的な発展と感染症対策との両立に取り組む必要がある。

#### ②現代社会における様々な変化

変化の激しい現代社会において、市政の方向性を見定めるためには、世界や日本全国の状況をはじめとして、市政を取り巻く社会経済情勢等を踏まえ、本市における地域課題や市民ニーズに的確に対応していく必要がある。

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等による原油価格・物価高騰の影響のほか、近年の世界的な気候変動がもたらすあらゆる場面での深刻な影響や、急速な人口減少と少子高齢化、また国が示した「自治体 DX<sup>\*</sup>(デジタル・トランスフォーメーション)推進計画」によるデジタル技術革新やデジタル化の動きが急速に進むことで起こる様々な社会の仕組みの変革等、第六期長期計画策定後に大きな変化があり、今後さらにこれまで経験してこなかった新たな事象が起こる可能性がある。その過程において発生する課題に対し、徹底した情報共有・市民参加のうえ、市民自治・市民協働が一層充実していくことを通して乗り越えていくことが求められる。

こうした背景を踏まえ、本計画の策定にあたり考慮すべき主な動向を以下に挙げる。

#### ◆原油価格・物価高騰による経済の悪化

- ・光熱水費や食材費等の高騰による市民生活、経済活動への影響
- ・生活困窮者<sup>\*</sup>、家計急変者<sup>\*</sup>の増加
- ・調達不安による公共工事等の遅延等

#### ◆地球環境問題の深刻化

- ・自然災害被害の甚大化(風水害・猛暑・地震)
- ・自然界や世界の食糧事情への影響
- ・脱炭素社会の実現に向けた取組み、再生可能エネルギーの導入

1 ◆少子高齢社会の一層の進展

- 2   ・人生 100 年時代\*
- 3   ・労働力不足
- 4   ・働き方改革
- 5   ・支援者への支援の不足や不在(8050問題\*、ヤングケアラー\*問題)

6

7 ◆DX\*の推進

- 8   ・行政手続のオンライン化
- 9   ・AI\*、RPA\*等のデジタル技術革新
- 10   ・マイナンバーカードの普及及び活用
- 11   ・キャッシュレス化の進展

12

13 ◆国際社会の動向

- 14   ・新型コロナウイルス感染症の流行
- 15   ・ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻
- 16   ・持続可能開発目標(SDGs)\*達成への取組み
- 17   ・グローバルな人口移動の変化

18

19 ◆国の動向

- 20   ・全世代型社会保障\*の構築
- 21   ・こども家庭庁の創設
- 22   ・デジタル庁の設立
- 23   ・急激な円安の進行
- 24   ・外国人材受け入れ制度の拡大

1

## 2 (2) 人口推計

3 本市の総人口は直近5年間で約4千人増加しており、現在約 14 万8千人となっている。令和4  
 4 (2022)年に本市で実施した人口推計によると、直近の増加傾向を踏まえて、4年後の令和8(2026)  
 5 年には15万人を突破し、令和34(2052)年には約16万1千人になると推計している。

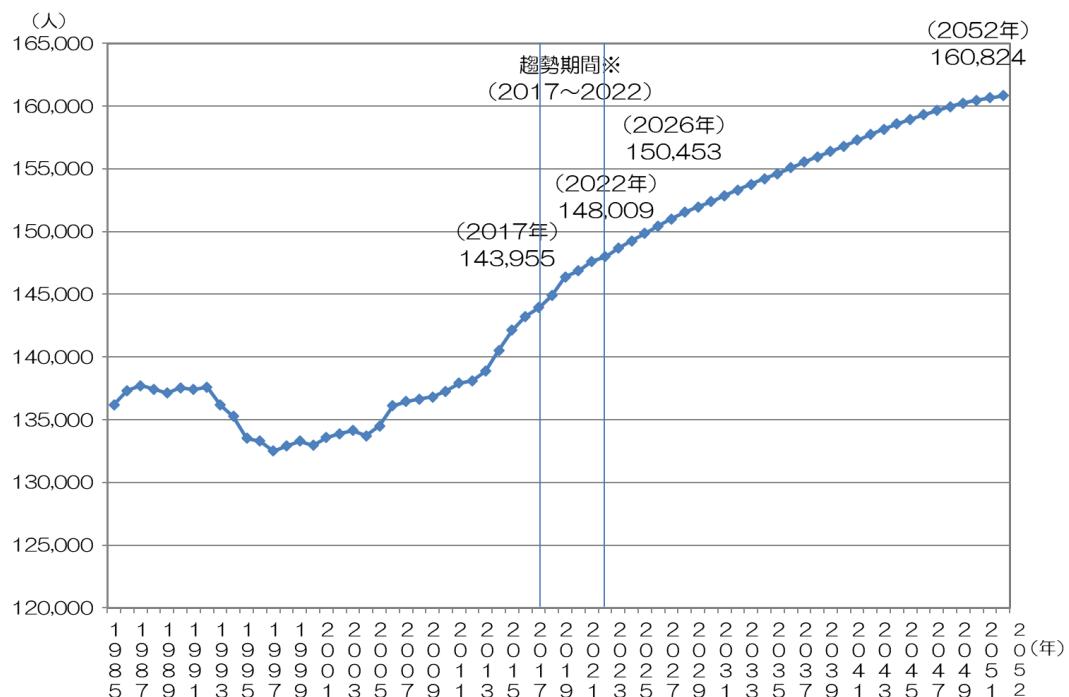
6 そのうち、日本人人口は、現在の約14万5千人から、令和34(2052)年には約15万7千人にな  
 7 ると推計している。

8 外国人人口は、現在の約3千人から、令和34(2052)年には約4千3百人になると推計している。

9

11

### 10 ■将来人口(総人口)

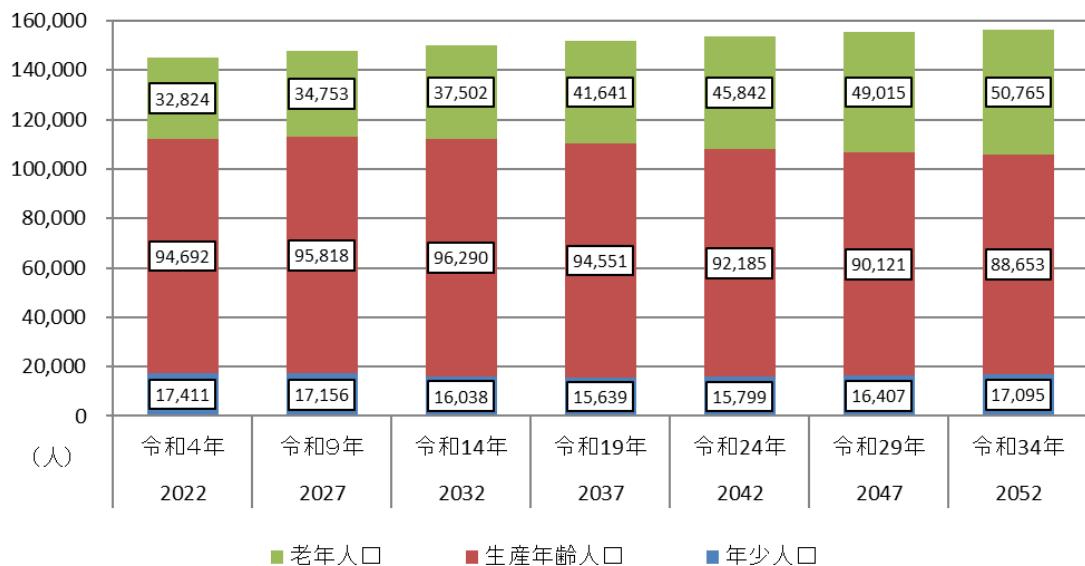


資料)武藏野市の将来人口推計(令和4(2022)年～令和34(2052)年)

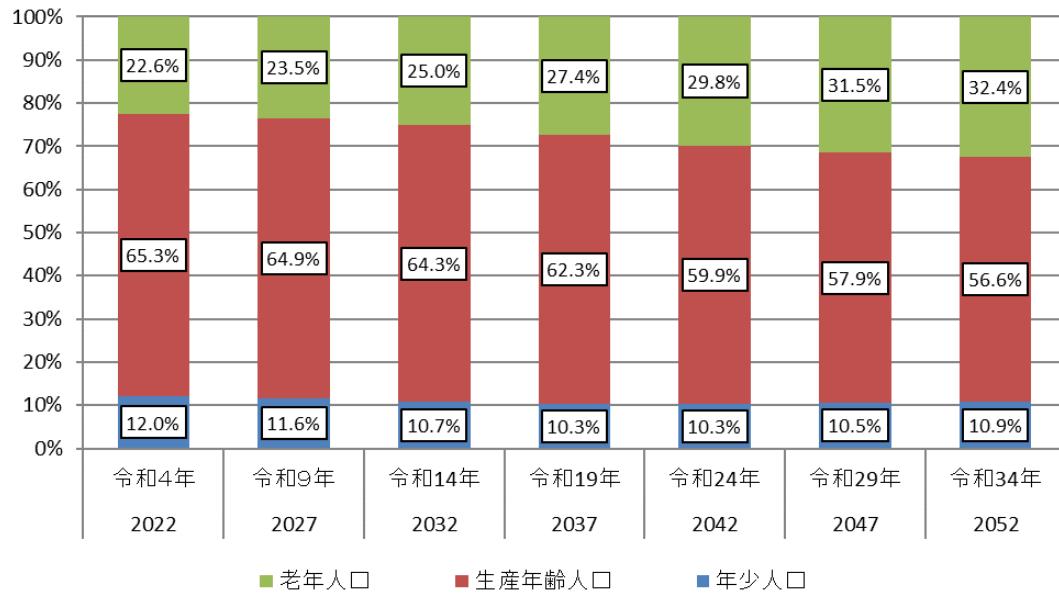
※この期間の出生、死亡、移動等の人口の変動要因に基づいて将来人口を推計する。人口推計の基礎となる期間。

1 日本人人口の内訳を年齢3区分人口で見ると、老人人口は増加傾向が続き、令和4(2022)年に  
2 22.6%の老人人口比率(高齢化率)は、令和 34(2052)年には 32.4%に達し、特に後期高齢者の  
3 割合が増加することが見込まれる。一方、年少人口は、令和4(2022)年の 12.0%から、増減を経て、  
4 令和 34(2052)年には 10.9%になると見込まれる。また生産年齢人口は、増加の後、減少傾向に  
5 転じ、令和4(2022)年の 65.3%から、令和 34(2052)年には 56.6%まで低下すると見込まれる。  
6

#### 7 ■将来年齢3区分人口（日本人人口）



#### 8 ■将来年齢3区分人口比率（日本人人口）



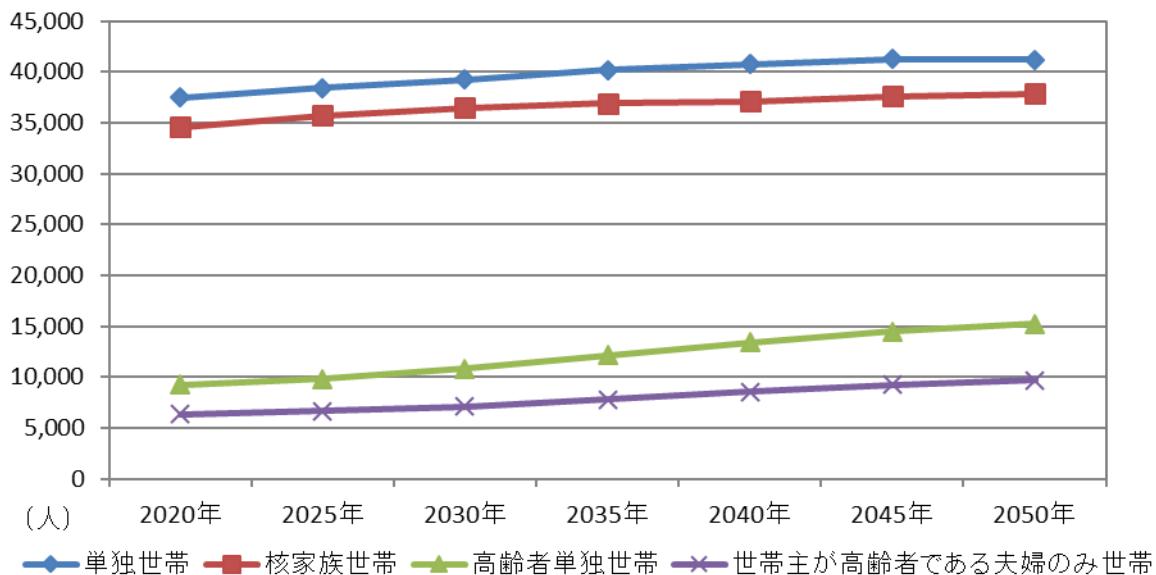
参考)令和 34(2052)年の全国値:老人人口 37.9%、生産年齢人口 51.6%、年少人口 10.5%(国立社会保障人口問題研究所における平成 29(2017)年推計)

※年少人口は0歳から14歳まで、生産年齢人口は15歳から64歳まで、老人人口は65歳以上の人口を表す。

1  
2 世帯については、単独世帯、核家族世帯ともに、数は増加するものの比率は横ばい、もしくはや  
3 や低下傾向となる。一方、高齢者単独世帯及び世帯主が高齢者である夫婦のみ世帯の数は、継  
4 続して増加を続けると見込まれる。

5

### 6 ■家族類型別世帯数の将来見通し



7  
8 令和2(2020)年以降に生じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、東京都の人口が  
9 減少に転じるなど、人口問題においても大きな変化が生じたが、本市においてはやや増加速度が  
10 落ちたものの、人口の増加が続いている。全国的には人口減少が始まっている中で、今回の人口  
11 推計では、こうした直近5年間の人口増を反映して今後30年間は人口が減らないという予測が出  
12 ている。本市においては若年層の世代が多く転入し、その後も市内に留まっている状況がみられ、  
13 このことが人口増につながっていると考えられる。

14 この傾向が今後も維持されることで、老人人口が増加する中でも、生産年齢人口の割合が全国  
15 と比較して高い状況を維持できるということが今回の人口推計から示唆される。

16 なお、本市では長期計画や調整計画の策定にあわせて4年ごとに人口推計を行っているが、人  
17 口が推計値から一定の基準(おおむね総人口の1%程度)以上乖離した状況が1年間続いた場合  
18 には、推計の見直しを行うこととしている。

19

### 20 (3)財政状況

#### 21 1)日本経済の動向と国の財政

22 令和4(2022)年6月の経済財政運営と改革の基本方針2022では、「経済は、新型コロナウイル  
23 ス感染症による強い下押し圧力を受けながらも、持ち直しの動きを続けてきた。この間、医療提供  
24 体制の強化やワクチン接種の加速など経済社会活動回復のための環境整備を行うとともに、あら  
25 ゆる政策を総動員して国民の所得や雇用を下支えし」、「新型コロナウイルス感染症の影響から國  
26 民生活を守り、ポストコロナの持続的な成長に向けた基盤整備を進めてきた」とされている。

27 しかし、海外経済やウクライナ情勢の動向が不透明であり、世界でも突出した低金利政策、急激  
28 な円安の進行など不安要素は増している。今後の展開次第では景気の下押しリスクとなっていく可  
29 能性もある。

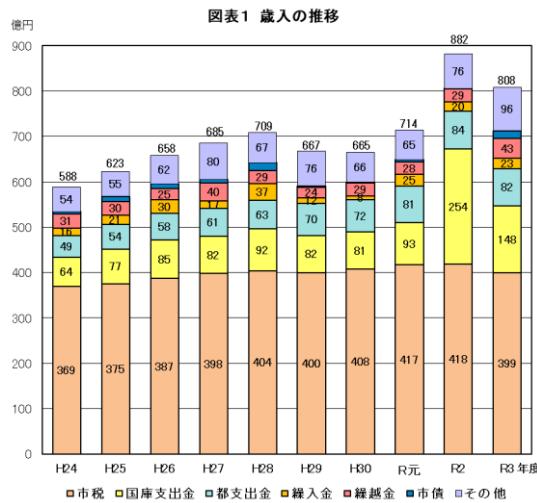
1 このような経済状況の中、国の財政の状況は、景気回復に伴い歳入が増加しており、基礎的財  
2 政収支は赤字幅が縮小する見込みとなっているが、黒字化には遠く及ばない状況である。また、  
3 国の借金である国債の残高は令和4(2022)年度末に1,055兆円に達すると見込まれており、財政  
4 健全化に向けた取り組みが必要とされている。

5 中長期的には、人口減少・少子高齢化の進展により、働く世代の減少が見込まれ、生産活動の  
6 停滞や消費の縮小につながり、経済規模が縮小する可能性がある。加えて、拡大が続く社会保障  
7 制度をどのように維持していくかは大きな社会経済の問題となる。

## 9 2) 武蔵野市の財政の状況と課題

10 武蔵野市の財政は、市民税や固定資産税を主とする市税が歳入全体の約6割を占めており、多  
11 摂 26市の中で最も高い構成比となっている。こうした市民の担税力に支えられ、健全な財政を維  
12 持している。財政状況を示す指標である財政力指数\*は令和3(2021)年度において、1.484(3カ  
13 年平均)と多摩 26市の平均 0.956(3カ年平均)より高く、自治体の財政の健全性を判断する指標  
14 においても健全性が高いことが示されている。

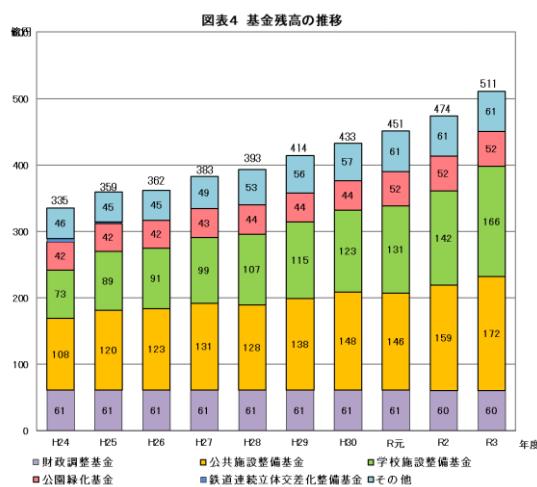
15 過去 10 年間における決算は、500 億円台後半から 800 億円台の間で推移している(図表1)。  
16 市税は、360 億円台から堅調に伸び、平成 28(2016)年度以降は 400 億円台となった(図表2)。令  
17 和3(2021)年度は、本市独自の施策として行った都市計画税率2分の1軽減により、400 億円を下  
18 回ったものの、人口推計を考慮すると今後も 400 億円を上回るところで推移すると見込んでいる。



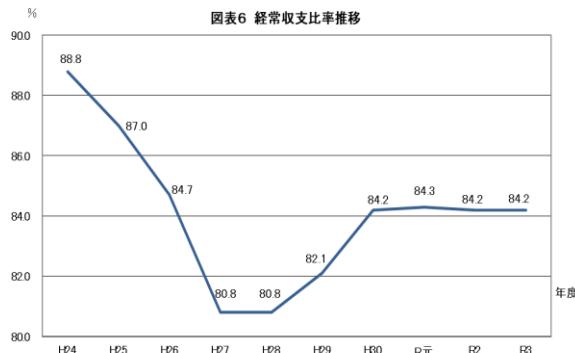
1 物件費は、継続的な事務事業見直しにより経費節減に努めたものの、消費税率の改正や新型  
 2 コロナウイルスワクチン接種事業などの影響により、10 年間で 32.3%、42 億円の増となっている。  
 3 今後も増加傾向は続く可能性がある(図表3)。



4  
 5 投資的経費\*は、平成 26(2014)年度からの武蔵野クリーンセンター建設事業、新学校給食桜  
 6 堤調理場建設事業など大規模な建設事業の際に増額となっている。今後は、学校施設をはじめ  
 7 老朽化した公共施設が順次更新の時期を迎えるため、建替えに多額の費用が必要となることが想  
 8 定される。基金については、令和3(2021)年度末には一般会計で 511 億円となっており、平成 24  
 9 (2012)年度と比べ 176 億円の増加となっている(図表4)。借入金については、令和3(2021)年度  
 10 末で、一般会計、下水道事業会計、土地開発公社あわせて、277 億円で、平成 24(2012)年度に  
 11 比べ 81 億円減少している(図表5)。



12  
 13 市の財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は、平成 24(2012)年度以降、おおむね  
 14 80%台で推移している(図表6)。平成 30(2018)年度以降は、84%台で推移しており、健全性を維  
 15 持できている状況である。



1

### 2 3) 財政見通し

3 歳入では、その6割を占める市税は、前回の計画策定時より人口が増加していることにより個人  
4 市民税が増となり、固定資産税も地価等の動向を踏まえ、安定的に推移することが見込まれる一方、  
5 法人市民税は、税制改正等により減額が見込まれる。また、ふるさと納税制度\*も税収減の要  
6 因の一つであり、今後も制度の利用が拡大すると見込まれることから、危機感を持って注視していく  
7 とともに、制度による市政への影響を深刻な問題として捉え、市民に周知していく必要がある。こう  
8 した状況を踏まえ、市税全体では今後5年間は微増で推移することを見込んでいる。

9 歳出では、子育て支援、障害者や高齢者への福祉施策に要する経費は、引き続き増加が見込まれるほか、今後、学校施設の更新や公共施設の老朽化への対応等により莫大な投資的経費\*  
10 が必要となるが、昨今の物価高騰の影響は投資的経費\*をはじめとした事業費全体を大きく押し上げることになり、今後の動向に注視が必要である。

11 中長期の財政見通しについては、令和4(2022)年度に実施した将来人口推計において、老年人口は増加傾向が続き、生産年齢人口は一旦増加した後、前回推計よりは緩やかに減少していくことが推計されていることから、市税収入は当面は微増から横ばいで推移するが、令和20(2038)年頃からは微減していくと想定している。また、将来人口推計で示された人口構成の変化から、社会保障関係費をはじめとする経常的な経費の増加が続くことが想定される。さらに、老朽化する公共施設・都市基盤の更新や大規模改修が本格化する。

12 新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナ情勢、またそれらに起因する物価高騰など、これまで以上に社会情勢の変化が著しく、不確実性が増している状況であるが、市民福祉の向上のために、継続的な行財政改革の取組みや基金や市債の活用など、持続可能な財政運営を図りながら必要な投資を行っていく必要がある。

13 なお、参考資料として作成している長期財政シミュレーションについては、これまで経済の動向  
14 や社会情勢など安定的な推移を前提に作成してきた。しかしながら、市財政を取り巻く税財政制度、  
15 社会経済情勢が大きく変化していることを踏まえ、掲載内容について改めて精査するとともに、持  
16 続可能な財政運営に向けた資料となるよう、計画案策定時(令和5(2023)年6月頃)に向けて検討  
17 することとする。

28

## 5 第六期長期計画(令和2(2020)年度～)の実績

第六期長期計画の目指すべき姿「誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち」の実現に向け、すべての領域において新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、その中で着実に事業を推進している。

### (1)分野別の実績

#### 1)健康・福祉

令和4(2022)年度から毎年9月の「認知症を知る月間」を発展させ「健康長寿のまち武蔵野推進月間」として幅広く認知症及びフレイル\*予防の普及・啓発を行うなど、健康寿命\*の延伸に寄与する取組みを着実に進めている。

8050 問題\*やひきこもり\*等多様かつ複合的な課題を抱える方からの相談窓口として、令和3(2021)年度に福祉総合相談窓口を開設した。分野横断的に関係機関と連携しながら、包括的・継続的な支援に取り組んでいる。

地域包括ケア人材育成センター\*において、人材育成、研修・相談、就職支援、事業者・団体支援の4つの事業を柱として福祉サービスを担う人材の確保と育成や質の向上を推進している。令和2(2020)年度から、介護職などの人材確保のため、市内の介護施設や障害者施設などに就職する方に対し、介護職・看護職 Re スタート支援金\*を支給している。

開設から35年が経過した保健センターにおいて、総合的な保健サービスを持続的に提供とともに、新型感染症や災害時医療への対応などの機能強化を図るため、保健センターの増築及び大規模改修を行い、保健・子ども子育て支援の複合施設の整備検討を行っている。

また、令和2(2020)年度には、桜堤ケアハウスデイサービスセンター\*の機能転換を図り、医療的ケア児\*などを対象とした「放課後等デイサービス\*パレット」を開設するなど、新たな福祉サービスの基盤整備等についても着実に進めている。

#### 2)子ども・教育

未来にわたって子どもの尊厳と権利が尊重され、行政や学校、家庭や地域における各々の役割を明確化するために、武蔵野市子どもの権利条例(仮称)の検討を行っている。

妊娠期から子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制を確立するため、令和3(2021)年4月に、子育て世代包括支援センター\*を設置し、児童発達支援センター\*、教育支援センター\*とともにすべての子どもと子育て家庭が地域で孤立することなく適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携して包括的な支援を推進している。

保育施設の整備として認証保育所を認可化することにより、令和2(2020)年4月から3年連続で待機児童数ゼロを維持している。

全ての子どもの保健を向上させ、子育て家庭の経済的負担を軽減して必要な医療を安心して受けられる環境を整備するため、子どもの医療費助成制度について、令和3(2021)年度から段階的に拡充し、本市では0歳から18歳までのすべての期間において、所得制限・自己負担のない子どもの医療費助成制度が確立した。

市立小中学校においては、児童生徒1人に1台整備された学習者用コンピュータを活用した授

1 業の実施、不登校児童生徒の多様な学びの場として「むさしのクレスコール」\*の開設、市講師\*の  
2 配置拡充などによる教員の働き方改革、第一中学校及び第五中学校を皮切りに学校改築事業な  
3 どを着実に進めている。

4

### 5 **3)平和・文化・市民生活**

6 戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に継承していくため、映画上映や絵本・紙芝居の朗読など  
7 の市民向けイベントや、青少年平和交流派遣事業を実施し、平和啓発の取組みを進めた。

8 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築を目指し、パートナーシップ制度\*を令和4  
9 (2022)年4月に開始した。

10 日本人と外国人がともに理解し、尊重し合い、活躍できる環境の整備を積極的に図るため、令  
11 和3(2021)年度に実施した外国籍市民意識調査\*の結果を踏まえ、武蔵野市多文化共生推進ブ  
12 ラン\*(仮称)の策定に取り組んでいる。

13 国や東京都の防災計画の修正内容や新型コロナウイルス感染症の対策等を踏まえ、国土強靭  
14 化地域計画や震災復興マニュアルなどとの整合を図りながら、地域防災計画の修正に着手してい  
15 る。

16 武蔵野市コミュニティ構想\*の公表50周年を記念し、令和3(2021)年12月にシンポジウムを実  
17 施した。

18 中央図書館の運営体制については、武蔵野市の「知」を支える政策立案拠点としての役割を果  
19 たすため、今後も市が直接管理運営していく方針を定めた。

20 芸術文化・スポーツ・生涯学習の効果的な事業連携による市民サービスの向上を図るため、(公  
21 財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習事業団の合併に向けた取組みを支援し、令和4  
22 (2022)年4月に(公財)武蔵野文化生涯学習事業団\*が発足した。

23 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は原則無観客で開催されたが、市では新型コロ  
24 ナウイルス感染症拡大防止の配慮を行いつつ取組みを進めた。また、大会を契機に様々な分野  
25 にわたる行動計画に基づいた取組みをレガシー\*として残し、豊かな市民文化の醸成を着実に進  
26 めている。

27 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興に向かうため、CO+LAB MUSASHINO(こ  
28 らぼむさしの)\*を実施し、事業者間の相互連携と新たな事業展開の促進を図った。

29

### 30 **4)緑・環境**

31 環境問題を自分ごととしてとらえ、考え、行動していく市民の学びや行動を支える総合的なネット  
32 ワーク拠点として令和2(2020)年11月に環境啓発施設「むさしのエコreゾート」\*を開設した。

33 また、本市の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための第五期環境基本  
34 計画や関連する地球温暖化対策実行計画を策定するとともに、令和3(2021)年2月には「2050年  
35 ゼロカーボンシティ」\*を表明し、温室効果ガス排出実質ゼロを目指している。令和4(2022)年度に  
36 は、市民が地球温暖化対策について主体的に議論する場として気候市民会議\*を開催している。

37 受動喫煙防止に向け、三駅圏に閉鎖型喫煙所を設置するとともに、環境美化を図るための啓発  
38 に取り組んでいる。

39 公園緑地については、森林環境譲与税\*を活用した遊具の更新や公園のリニューアルなどに取

1 り組み、既存ストックのポテンシャルを活用した魅力ある整備を推進している。

2

### 3 5)都市基盤

4 武蔵野市の目指すべきまちの将来像を明確にするとともに、今後のまちづくりの方向性を示すた  
5 め、社会経済情勢の変化や法令の改正などを踏まえ、「武蔵野市都市計画マスタープラン 2021」  
6 に改定した。

7 市内の大型・小型街路灯のLED化を完了させ、照度アップによる安全・安心の向上及び環境負  
8 荷の低減を図った。

9 下水道総合計画及び使用料手数料の見直しを行い、健全化に取り組んでいる。また、今後の老  
10 朽化対策事業の急激な増加に対応するため、長期包括契約方式\*(包括的民間委託)の試行実  
11 施を決定し、執行体制の整備を進めている。

12 「武蔵野市バリアフリー基本構想 2022」に改定し、全市的なバリアフリー水準の底上げや重点的  
13 な整備が必要な3駅及び市役所周辺のバリアフリー化の推進を図った。

14 「第四次住宅マスタープラン」を策定し、質の高い住まいや住環境づくりなどの住宅施策を総合  
15 的かつ体系的に推進した。

16 「三鷹駅北口街づくりビジョン」\*に掲げる目指すべき街の姿の実現に向けた取組みのうち、主に  
17 交通環境に関する施策についての課題とその解決に向けた考え方をとりまとめた「三鷹駅北口交  
18 通環境基本方針の策定に向けた考え方」を公表し、地域の方々との課題共有、今後の方針の意  
19 見交換を行っている。

20

### 21 6)行財政

22 市民自治の理念等を未来へ継承し、発展させていくことを目的とした自治基本条例\*(令和2  
23 (2020)年4月施行)に基づき、市民参加の手続きを制度化・体系化し、新たな行政評価制度案を  
24 作成した。

25 また、多様な市民ニーズをより適切かつ効率的に把握するため、市政アンケート\*と市民意識調  
26 査\*を隔年で実施している。

27 第2期公共施設等総合管理計画や公共施設保全改修計画を策定し、学校施設をはじめとする  
28 公共施設等の計画的な維持・更新に取り組んでいる。

29 第六次行財政改革基本方針を策定し、分野を超えた視点から既存の事業・施策の必要性や優  
30 先度を検証し、中止や廃止も含めて効率的に事業の見直しを行う新たな仕組みを構築した。

31 保育士の採用再開やエキスパート(長期的専任職)\*の専任分野拡大など、職員の専門性の強  
32 化を図ったほか、時差勤務やコロナ禍におけるテレワークの実施など、多様な人材の確保・育成や  
33 組織の活性化に取り組んだ。

34

### 35 (2)新型コロナウイルス感染症の影響への取組み

36 第六期長期計画は感染症対策についても記載していたものの、新型コロナウイルス感染症ほど  
37 大規模かつ長期にわたる感染症の到来を想定していたものではなかった。そこで武蔵野市では、  
38 第六期長期計画の理念を踏まえながら、令和2(2020)年1月 31 日に武蔵野市新型コロナウイルス  
39 感染症対策本部を設置して以来、感染症対策に関する基本的な考え方や6回にわたる対応方針

1 を策定してきた。PCR 検査センターの設置や新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施のほか、  
2 自宅療養者支援センターの開設など、様々な感染拡大防止対策に取り組んできた。また、令和3  
3 (2021)年度の都市計画税の減税のほか、商店会活性出店支援金やくらし地域応援券事業など、  
4 市独自の取組みによる様々な経済支援や生活支援等を進めてきた。

5 ◆主な感染症対策

- 6 •武蔵野市 PCR 検査センターの設置
- 7 •感染症指定及び救急医療機関支援補助金
- 8 •高齢者及び障害者施設における利用者・職員を対象とした PCR 検査費用助成
- 9 •接待を伴う飲食店の従業員を対象とした PCR 検査の実施
- 10 •新型コロナウイルスワクチン接種事業
- 11 •自宅療養者支援センター開設
- 12 •新型コロナウイルスワクチン個別接種・高齢者接種・障害者接種支援
- 13 •小中学校感染防止対策(消毒業務)

14 ◆主な市民生活支援

- 15 •ひとり親世帯等への臨時給付金
- 16 •市税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金・下水道使用料等の支払い猶予
- 17 •武蔵野市くらし地域応援券事業
- 18 •国民健康保険税・介護保険料の減免
- 19 •子ども子育て支援特別給付金
- 20 •学習者用コンピュータの活用
- 21 •就学援助費支給対象者の臨時の拡大
- 22 •生活困窮者\*住居契約更新料給付金
- 23 •生活困窮者\*特別就職支援金

24 ◆主な経済活動・事業者支援

- 25 •感染拡大防止中小企業者等緊急支援金
- 26 •テイクアウト・デリバリー支援事業
- 27 •中小企業者等テナント家賃支援金
- 28 •商店会活性出店支援金
- 29 •感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金
- 30 •事業者支援「ほっとらいん」の開設
- 31 •武蔵野市くらし地域応援券事業【再掲】
- 32 •令和3(2021)年度都市計画税の減税

33 ◆その他の支援・対策

- 34 •文化施設の使用料減額
- 35 •文化施設使用料減額による芸術文化関係者・アーティスト支援
- 36 •文化施設・生涯学習施設等の利用キャンセルに伴う使用料全額返還
- 37 •府内における WEB 会議システムの活用 等

## 1 6 分野別の課題

### 2 (1) 健康・福祉

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

#### 1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

少子高齢化の進行等による社会構造や市民のニーズの変化に対応するために、武蔵野市健康福祉総合計画に基づいて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取組みを推進していく。また、まちぐるみの支え合いを着実に進めることで、本市における地域共生社会\*を実現していく。

#### 2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

地域医療の課題と取り組むべき事項を整理した武蔵野市地域医療構想\*(ビジョン)に基づき、市民の生命と健康を守る病院機能の充実と市民の在宅療養生活を支える仕組みづくりを進める。

#### 3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実

全ての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本市がこれまで構築してきた小地域完結型の相談支援体制と地域による見守りネットワークをさらに充実させる。

#### 4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み

福祉人材の確保は喫緊の課題であるため、高齢者等の生活を支える根幹である福祉人材の確保・育成に関する総合的な施策を推進し、量の確保のみならず質の向上に重点を置いた取組みを推進していく。

#### 5 新しい福祉サービスの整備

高齢者や障害者をはじめ誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活を継続することができるよう、必要な基盤整備を計画的に進めていく。本市の地域特性にあわせた小規模・多機能・複合型を基本として、地域共生社会\*に対応した多世代型の新たなサービス及び施設を整備する。

3

### 4 基本施策1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

#### 5 1)「健康長寿のまち武蔵野」の推進

誰もが、より長く元気に暮らすことができる社会を目指して、市民一人ひとりが予防的な視点を持ち、主体的な健康づくりの活動を推進する取組み(セルフケアの推進)を支援する。

新型コロナウイルス感染症対策による、外出自粛やボランティア、通いの場等の地域活動の休止・縮小等により、高齢者をはじめとしたフレイル\*の進行が懸念されており、その予防のため、「健康長寿のまち武蔵野推進月間」などの施策を推進する。

子どもの視力、聴力の低下や成人病(生活習慣病)の低年齢化への対応も課題である。

健康長寿と望ましい食習慣には重要な関係がある。ライフステージや個々の状況に応じて異なる栄養課題に対して、地域の団体や企業等と連携した事業実施や情報提供、専門職が連携して行う栄養ケアなどの食育事業を推進する。

#### 15 2)武蔵野市ならではの互助・共助の取組みの推進

社会参加が効果的な介護予防や健康寿命\*の延伸につながるという考え方のもと、支える側と支えられる側という関係性を越えて、誰もが地域活動の担い手となるよう活躍の場を広げる取組みを推進する。

1 コロナ禍においては、人との接触を避けるために互助・共助の仕組みがうまく機能しないということも  
2 起こった。互助・共助のさらなる促進に向けた取組み、多様な主体との役割分担について、平常時・  
3 緊急時の両面を意識しながら見直していく。

4 テンミリオンハウス\*やレモンキャブ\*といった従来の地域における共助・互助の取組みの推進に加  
5 え、いきいきサロン\*やシニア支え合いポイント制度\*などの施策の展開によって、地域で支え合い、  
6 安心して暮らせるまちづくりを進める。

7 今後、地域住民による自主的な活動をするための場所の確保や、運営を担う人材の発掘・育成、  
8 ICTの活用、取組みの周知といった課題への対応を検討する。

### 9 **3)地域共生社会\*の実現に向けた取組み**

10 誰もがいきいきと安心して住み続けられる支え合いのまちを目指し、分野や属性の壁を越えて、市  
11 民及び地域の多様な主体の参画と協働を推進する。

12 障害者差別解消法\*の理念に基づき、心のバリアフリー\*及び民間事業者に対する合理的配慮\*の  
13 啓発等に引き続き取り組み、関係機関と連携を図りながら、障害者差別の解消に向けた取組みを推  
14 進する。

## 16 **基本施策2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化**

### 17 **1)生命と健康を守る地域医療の維持・充実と連携の強化**

18 かかりつけ医\*となる診療所や病院等の関係機関と引き続き連携及び情報共有を図りつつ、必要  
19 に応じて支援を行うことにより、地域包括ケアシステム(まちぐるみの支え合い)として医療面から支え  
20 る地域医療体制を整備する。引き続き、吉祥寺地区の病床確保に向けた取組みを推進する。医療連  
21 携訓練\*等により、活動マニュアルの検証及び更新を行い、災害時医療体制を構築する。

### 22 **2)在宅療養生活を支える医療・介護の連携**

23 医療と介護の両方を必要とする高齢者や障害のある方等が住み慣れた地域で安心して暮らし続け  
24 ができるように、切れ目ない在宅医療と介護の連携を引き続き推進する。

### 25 **3)健康危機管理対策の強化**

26 令和2(2020)年1月に新たに指定感染症とされた新型コロナウイルス感染症に対応するため、全庁  
27 体制で様々な対応を行ってきた。健康危機発生時に備え、平常時から訓練等により医療関係機関等  
28 との連携体制の強化に努め、危機発生時の行動計画、BCP\*、マニュアル等の整備を推進する。また、  
29 市民に対して引き続き正確な情報発信に取り組む。

30 保健センターの増築及び大規模改修にて、感染防止衛生用品の備蓄等の感染症対応に関する機  
31 能の向上を図る。

32 東京都多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センターを感染症対策の機能を有する支所として拡充す  
33 ることを引き続き東京都に要望していく。

34

## 35 **基本施策3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実**

### 36 **1)オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化**

1 市民の介護・福祉に対するニーズは多様化、複雑化しており、制度ごとのサービス提供だけでは解  
2 決の難しい場合が増えている。

3 ひきこもり\*など、多様かつ複合的な課題を抱える市民の相談窓口として開設した福祉総合相談窓  
4 口において、各関係機関などとの連携を円滑にし、困りごとの解決に向けた包括的・継続的な支援体  
5 制の強化に取り組む。また、当事者や家族を支援する事業を充実させるとともに、地域住民の理解が  
6 進むよう、セミナーや講演会等の普及啓発を推進する。

7 子育てと介護等を同時に行うダブルケア、トリプルケア\*を担う人が増えているため、社会資源を適  
8 時適切に活用した負担軽減が求められている。現状把握やニーズ調査を行い、担い手を支えるため  
9 の取組みを検討する。

10 医療的ケア児\*の健やかな成長を図るため、家族からの相談支援や各ライフステージにつなぐ役  
11 割などを担う「医療的ケア児\*コーディネーター」を設置するなど相談体制の整備を進める。

## 12 **2)認知症の人とその家族を支える取組み**

13 認知症高齢者は高齢化率を上回り増加している。認知症の方が尊厳を持って地域で安心して暮ら  
14 し続けられるよう適時適切な支援体制を強化するとともに、認知症の方を支える家族への支援を引き  
15 続き行う。また、認知症に理解ある地域づくりを推進するため、市民の認知症理解の促進や地域の見  
16 守り意識の醸成に取り組む。

## 17 **3)生活困窮者\*への支援**

18 生活困窮世帯は、複合的な課題を抱えていることも多く、コロナ禍以降、若年層等の新たな要支援  
19 対象が顕在化している。貧困の連鎖を断ち切るため、就労支援等の必要な支援に確実につなげられ  
20 るよう関係機関との連携を強化し、課題解決に向けた伴走型の支援\*を推進する。

## 21 **4)障害のある全ての人が自分らしい生活を送るための取組み**

22 障害のある方も、住み慣れた地域の中での生活を継続していくことができるよう、本市ならではの地  
23 域共生社会\*を実現していく必要がある。そのために、それぞれのライフステージにおいて、個々の  
24 障害特性に応じた支援を受けることができるような相談体制を全市的に構築していく。障害のある方  
25 の自立した生活を支え、ケアマネジメントを支援する相談支援事業所や相談支援専門員への支援や、  
26 市と地域活動支援センター\*の連携強化に取り組む。

27 医療技術の進歩や障害福祉制度の充実等により、障害が重度でも高齢になっても地域で暮らす方  
28 が増えており、障害福祉サービスの充実が求められている。一方で、サービスを提供するための人材  
29 が質・量ともに不足しており、様々な施策をとおして事業所や支援員の支援を行う。

30 障害のある方の地域生活の充実を図るために、就労や余暇活動などを含めた多面的な社会参加  
31 が促進されるように、他分野の施策との連携を図る。

## 32 **5)権利擁護\*と成年後見制度\*の利用促進**

33 今後も増加が予想される認知症、知的障害のある方等の判断能力が不十分な方の権利擁護\*と成  
34 年後見制度\*の利用を促進するため、成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会での課題の共  
35 有及び連携を推進するとともに、市民を対象とした学習会・相談会を実施するなど、制度の充実を図  
36 る。

1   **6)見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進**

2    地域とのつながりが希薄になりがちなひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれる中で、社会的に孤  
3    立しない地域づくりや仕組みづくりを進める。また、こころの病を抱える人が増加していることから、コロ  
4    ナ禍の影響等社会情勢の変化を注視する。誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、  
5    自殺防止に関する各施策の点検及び評価を行うとともに、自殺の特徴の動向を把握しながら、各施策  
6    を展開する。

7   **7)災害時に支え合える体制づくりの推進**

8    災害時に一人で避難することが困難な要介護者や障害のある方等配慮が必要な人について、地  
9    域で見守り、支え合える体制づくりを進めるとともに、防災訓練などを通じて、体制の実行力を高める  
10  ための取組みを進める。

12   **基本施策4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み**

13   **1)地域を支える福祉活動を担う人材の拡大**

14    本市が誇る高い市民力の源泉である各地域福祉団体は、活動されている方の高齢化や担い手不  
15   足が課題となっている。特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動の場が制限され、新し  
16   い担い手の発掘や確保が困難となっている。必要な人材の年齢層や職種に応じた戦略的な広報や  
17   適任者の情報共有を行うとともに、シニア支え合いポイントなどの地域福祉活動の導入となる制度を  
18   活用し、潜在的な地域福祉活動の担い手を発掘し確保する必要がある。

19   **2)誇りとやりがいをもって働き続けるための福祉人材の確保と育成・質の向上**

20    少子高齢化が進展し、生産年齢人口が減少する中、離職者も多い福祉人材の確保と定着は喫緊  
21   の課題である。福祉に従事する人への支援を強化し、本市の福祉分野で働くことのメリットを強く打ち  
22   出す必要がある。

23    介護・福祉人材の確保と育成を一体的に行う地域包括ケア人材育成センター\*が実施してきた事  
24   業を検証し、各事業のさらなる充実・連携を図る。

25    まちぐるみの支え合いを推進していくうえで要となる在宅介護・地域包括支援センター\*における体  
26   制強化、育成方法について検討する。

27   **3)福祉専門職の採用**

28    市民の福祉ニーズが複雑化・多様化する中、市職員にも高度なケースワーク力や地域の相談支援  
29   機関に関するバックアップ能力の強化が求められており、福祉分野での業務を中心に担う職員の育  
30   成が必要になってきている。次期人材育成基本方針\*の改定にあわせた、社会福祉士\*等の資格保  
31   有を要件とする福祉専門職の採用については議論すべき課題である。

33   **基本施策5 新しい福祉サービスの整備**

34   **1)複合的なニーズに対応した新しい施設の整備**

35    今後さらに高まる医療や介護等の複合的なニーズに対応するため、本市の地域特性に合わせた、  
36   小規模・多機能・複合型の新たなサービス及び施設について、公有地の活用も含めて計画的に整備

- 1 する。
- 2 また、一斉に更新時期を迎えてる高齢者施設について、更新中のサービス提供の継続に留意し  
3 ながら、個別施設ごとに検討を進める。
- 4 建て替えについての方向性が示された武蔵野市障害者福祉センターについては、今後もその役  
5 割を担うための改築事業を、計画的に進めて行く。
- 6 **2) 地域共生社会<sup>\*</sup>に対応したサービスの提供**
- 7 (公財)武蔵野市福祉公社<sup>\*</sup>と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会<sup>\*</sup>の統合について、社会経済情  
8 勢の大きな変化に伴い、公の果たすべき役割が大きくなっている中、主に行財政改革の視点から統  
9 合を検討していくかは議論すべき課題である。また、両団体の老朽化した社屋の建て替えに加えて、  
10 「地域共生社会<sup>\*</sup>推進の拠点」としての機能と役割を実現する観点からも検討する。
- 11

## 1 (2) 子ども・教育

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

### 1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

全ての子どもは、一人ひとりの個性に応じた、健やかな成長が保障されなければならない。子どもたちが希望を持ち、健やかに過ごせるよう、それぞれの子どもと子育て家庭に対するきめ細かで切れ目のない支援を行う。

### 2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

父母・保護者が子育てを適切に行えるよう、教育・保育・子育て支援施設、地域団体・NPO等と連携し、協力して、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、子育てしやすいまちづくりを進める。

### 3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

次代を担う子どもたちを健全に育成するという目標を地域社会全体で共有し、実践していくため、市民、企業や店舗、子ども・子育て関係団体等、多様な主体による事業を開拓するとともに、保育人材や地域の担い手等の確保・育成を推進する。

### 4 子どもの「生きる力」\*を育む

子どもの多様性を尊重し、子ども自身が遊びや体験を含めた様々な学びにより、自ら課題に気づき他者と協働しながら課題を解決する力など、新しい時代に必要となる資質・能力や、個に応じた自信と生涯にわたって続く学ぶ意欲を育むよう、多様な施策を推進する。

また、子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、指導及び相談支援の体制を充実させる。

### 5 教育環境の充実と学校施設の整備

多様化する教育ニーズに応えるために、教員が教育に注力し、子どもと向き合うための時間を確保する。また、学校と地域とが一体となって子どもの成長を支えることができるよう、協働体制をより充実させる。

一方、学校施設の老朽化が進み、市立小中学校は更新時期を迎えるため、人口動態も踏まえた長期的な視野に立ち、整備を進めていく。

2

### 3 基本施策1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

#### 4 1)子どもの権利を保障する取組みの推進

子どもの最善の利益を尊重する社会の実現に向け、現在、子どもの権利条例(仮称)の制定を目指している。子どもの権利を保障するための新たな取組みについて検討するとともに、既存施策についても、必要な見直し、充実を図る。また、子どもに関わる施策について、子どもが意見を表明できる機会の確保と、子どもの意思をくみ取りその意見を代弁できる人材の育成を行う。

#### 9 2)子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築

児童福祉法等の改正を受け、児童福祉と母子保健の一体的な相談体制を構築するため、こども家庭センター\*の設置及び地域子育て相談機関の整備を行う。

1 児童福祉、母子保健、療育、教育等に係る相談支援機能を、保健センターの大規模改修及び増築  
2 によって整備する複合施設内に設置し、多部門、多職種の連携による相談支援体制を構築する。

3 誰もが出産・子育てを安心して迎えられるよう、産科・小児医療機関との連携強化を図る。

4 東京都で多摩地域に新たな児童相談所の設置を予定しており、今後の動向を注視していく。

### 5 **3) 福祉専門職配置による相談支援体制強化**

6 相談内容が多様化・複雑化・困難化し、専門性が必要とされる相談、分野横断的な課題が増えてい  
7 る。福祉分野の業務を中心に配置される専門性を持った職員の育成のため、次期人材育成基本方針  
8 にて必要な検討を行い、福祉専門職の計画的採用・育成を行う。

### 9 **4) ケアを必要とする家族がいる家庭全体への支援のあり方の検討**

10 ヤングケアラー\*、8050 問題\*など現行の枠組みでは支援が困難な問題を抱える家庭が顕在化し  
11 ている。ケアを必要とする家庭全体を支援するための相談のあり方、18 歳以上となったケアラーへの  
12 繼続的な支援体制について検討する。

13

## 14 **基本施策2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援**

### 15 **1) 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化**

16 多様な子育て支援ニーズに対応するため、子育て支援団体と行政機関等のネットワークを構築し、  
17 様々なライフステージにおいて地域の力を生かした子育て支援を行うとともに、保育施設等の職員の  
18 専門性を生かした子育て相談の機会を充実させるなど、地域全体で取組みを進める。

19 また、保育施設等を利用していない世帯への支援を充実させるとともに、多様化する保護者の働き  
20 方に対応するため、保育施設や幼稚園における一時保育(一時預かり)事業の拡充を図る。

### 21 **2) 保育の質の向上に向けた取組みの推進**

22 保育施設の整備により、待機児童対策が進展した一方、開設から 10 年未満の保育施設が全体の  
23 半数を超え、保育の質のさらなる向上が求められている。各園の保育内容の充実に向けた支援、保  
24 育士等の確保・定着の促進、園内の環境整備、安全性の担保等の取組みを総合的に進めながら、市  
25 全体で保育の水準を高めていく。また、関係機関と連携しながら、市立保育園における医療的ケア児  
26 に対する保育の体制整備を進める。

### 27 **3) 小学生の放課後施策の充実**

28 全ての就学児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域子ども館事業\*  
29 を充実させる。低学年児童の待機児童を出さないよう、学童クラブの整備を行うとともに、4年生以上も  
30 受け入れ可能な民間学童クラブについて、新規開設した施設の状況を見ながら、開設支援のあり方  
31 を検討する。また、国の基準に沿った第三者評価を活用し、質の向上を図る。

32

## 33 **基本施策3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実**

### 34 **1) まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進**

35 地域社会全体で子どもと子育てを応援するため、市民や事業者との連携、協働の事業を推進する  
36 とともに、保育人材や、子ども・子育てを支える地域の担い手等の確保・育成に努める。また、市として

1 子どもを大切にし、子育て家庭を応援するというメッセージを積極的に発信していく。

2

### 3 基本施策4 子どもの「生きる力」\*を育む

#### 4 1) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

5 子どもの発達は連続的なものである。幼児教育における遊びを通した豊かな体験が小学校教育に  
6 引き継がれ、子どもの「生きる力」\*がさらに育まれていくよう、幼稚園、保育園等と小学校の連携を進  
7 め、幼児教育と小学校教育のより円滑な接続を確保しながら、市全体の幼児教育の質の向上を図る。

#### 8 2) 青少年健全育成事業の充実

9 子どもが様々な経験を通じて「生きる力」\*を身に付け、地域への愛着を高めることができるという観  
10 点から、むさしのジャンボリー事業\*など、体験活動を大切にする事業を引き続き実施する。また、将  
11 来自ら子育てをするイメージを持つことができるよう、青少年が乳幼児と触れ合う場を提供する事業に  
12 について検討を行う。

13 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者への支援を充実するとともに、子どもの  
14 ための多様な居場所づくりを推進する。

#### 15 3) 全ての学びの基盤となる資質・能力の育成

16 学校改築と連動したラーニングコモンズ\*としての学校図書館のあり方についての検討や、学校図  
17 書館サポーター\*の機能の拡充を進める。

18 次期端末のあり方を含めた今後の運営方針として策定した「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指  
19 針」に基づき、一人1台の学習者用コンピュータを使った効果的な学習活動の展開やデジタル・シティ  
20 ズンシップ教育\*に関する実践の蓄積を進める。

21 国の動向を踏まえた上で、学習者用デジタル教科書の導入・活用を推進する。

#### 22 4) 多様性を生かし、市民性を育む教育

23 様々な背景をもつ子どもたちが共に学び、各自のよさを發揮するという公立学校の強みを生かして、  
24 児童生徒一人ひとりの活躍の促進、多様な考えを出し合う・話し合う・認め合う教育活動を推進する。  
25 また自己肯定感・自尊感情の実態把握を行う。

26 武蔵野市民科\*に関する研究開発校の取組成果の各学校への還元、地域の特色を生かした各学  
27 校の取組みの推進、保護者・地域への積極的な情報発信を行う。

#### 28 5) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

29 インクルーシブ教育システム\*について、理解を深め推進するために、交流共同学習支援員\*や校  
30 内支援体制を拡充し、通常級と特別支援学級相互の交流及び共同学習のさらなる推進を図る。また、  
31 教職員や保護者、地域住民への情報発信や学校、教職員への支援を強化する。

32 第五中学校における知的障害特別支援学級の増設、医療的ケアの必要な児童生徒への支援体制  
33 の整備を行い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導、支援の拡充を図る。

#### 34 6) 不登校対策の推進と教育相談の充実

35 課題を抱える児童生徒が自分の居場所や学習機会を持つこと、また社会的な自立に向かうことを  
36 目指し、今後計画されている武蔵野市立保健センターの増築及び施設整備で、総合相談機能を設置

する計画も踏まえて、教育支援センター\*の機能強化や、市立全小中学校に常駐型の家庭と子どもの支援員\*を配置することの検討、学校外の多様な学びの場の拡充と関係機関とのネットワーク強化を行う。

4

## 5 基本施策5 教育環境の充実と学校施設の整備

### 1) 教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求

週当たりの在校時間が60時間を超える教員ゼロを目指し、「先生いきいきプロジェクト2.0」として拡充してきた市講師\*をはじめ、教育を支える人員体制の効果検証、見直しを図る。

### 2) 質の高い教育を維持するための人材の確保と育成

教員が校内や市内の研修に留まらず、主体的に学び、研鑽を深めていくとする姿勢を、各学校の管理職や関係機関との連携等により育む。

教員免許更新制に代わる国や都の方針を踏まえた新たな教員研修制度を推進する。

各校が特色ある教育活動を推進していくために、開かれた学校づくり協議会\*の機能強化として、学校運営協議会機能\*を活用した教員公募を実施する。

### 3) 学校と地域との協働体制の充実

社会に開かれた教育課程を通して学校・家庭・地域が目標を共有し、持続可能な協働体制を構築できるよう、市立全小中学校で現在行われている開かれた学校づくり協議会\*の機能を強化する。令和5(2023)年1月に報告予定の「学校・家庭・地域の協働体制検討委員会報告書」に基づき、「開かれた学校づくり協議会\*の運営ガイドライン」を作成し、学校・家庭・地域の協働に関する試行をモデル校2校において2年間行う。その効果検証及び検証結果を踏まえ、全校実施へと移行していく。

### 4) 学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保

武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、新しい時代の学びを実現する学校施設の改築を進める。また、令和8(2026)年度にそれまでの改築実績を踏まえながら、武蔵野市学校施設整備基本計画の改定を行う。物価高騰による改築経費への影響も考慮して対応する。

改築するまでの施設についても、定期的な点検と計画的な保全改修を継続するとともに、児童生徒数の増加、教育的ニーズの変化、施設の経年劣化、自然災害リスク等にも適切に対応し、良好な施設環境を確保する。

給食調理施設については、学校教育における食育推進と安定的な給食の提供を行うため、武蔵野市給食・食育振興財団と連携し、学校改築にあわせ小学校の自校調理施設の整備を進める。

### 5) 持続可能な部活動の在り方の検討

市立中学校における部活動については、学校と関係団体の現状や今後の連携を鑑み、拙速な地域移行を行わず、部活動指導員の充実(質と量の確保)、体育協会との連携をはじめとした地域人材の確保(コーディネート機能)、外部講師の活用など、教員の働き方改革の観点から本市としての取組みを進める。

## 1 (3) 平和・文化・市民生活

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

### 1 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築

全ての人が、性別、性自認\*、性的指向\*、年齢、国籍、文化、障害の有無等にかかわらず、その個性と能力を生かせる環境をつくり、生涯にわたりいきいきと、豊かで安心して生活することができる地域社会をつくるため、一人ひとりの命と人権が守られる真に平和な状態を保ち、多様性を認め合い尊重し合う社会を構築していく。

### 2 災害への備えの拡充

災害による被害を最小限に抑えるため、事前予防の取組みを行うとともに、迅速な災害対応のため、応急対応力の強化や応急活動体制の整備を進める。近年の災害の教訓等を踏まえ、武蔵野市地域防災計画の見直しを行う。また、地震災害については、速やかに都市機能を復旧し、被災者の生活を取り戻すための震災復興のあり方や進め方を検討する。

### 3 安全・安心なまちづくり

安心を実感できるまちづくりを一層進めるため、適切な方法での情報提供、見せるパトロール等を通じて、地域ぐるみで防犯力の向上を図る。また、特殊詐欺、悪質商法、テロ、サイバー犯罪等による被害の防止に向けて、警察、消防、商店会等の関係機関・団体と連携し、啓発、対策、訓練等に継続的に取り組む。

### 4 地域社会と市民活動の活性化

市民による自主的なコミュニティづくり、市民と行政との連携・協働の活動等により積み上げられてきた知恵と経験を生かしつつ、課題の解決に向けた取組みが進むよう、地域コミュニティの活性化や市民活動への支援策の充実を図っていく。

### 5 豊かで多様な文化の醸成

全ての人にとって魅力あるまちであり続けられるよう、都市文化の可能性をさらに研究しながら、これまでに築き上げられてきた文化を大切に守り育て、発展させていく。武蔵野市文化振興基本方針に基づいた文化施策の展開及び都市観光の推進を図るとともに、多様性を認め合う市民文化をさらに醸成するため、都市・国際交流を通じた相互理解、異文化理解を深めていく。

### 6 多様な学びや運動・スポーツ活動の推進

市民の能動的な学びの環境づくりを進め、参加と学びの循環を作り出すとともに、子どもの学校外での学習等の活動の充実を図っていく。

市内の文化財については適切な収集・保管を行い、歴史公文書については管理・活用を進める。図書館では、読書ならではの楽しさや喜びを提供するとともに、知りたいことや課題解決を支えるサービス提供を一層進める。

市民が自由に気軽に運動・スポーツに親しめる環境整備や機会の提供を行う。

## 7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興

取り巻く環境が時代とともに変化する中で選ばれるまちであり続けるため、都市や地域の抱える様々な課題に市民、事業者、関係団体及び行政が一体となって取り組む。

市内三駅圏の特性を生かした都市型産業を育成し、本市の魅力の発信や地域の産業振興を図っていく。

また、産業としての農業を継続するための支援を進めるとともに、農地の保全を図る。

1

## 2 基本施策1 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築

### 3 1)多様性の理解及び男女平等施策の推進

4 全ての人が、性別、性自認\*、性的指向\*にかかわりなく、その個性と能力を生かし、生涯にわたり  
5 いきいきと生活できるよう、引き続き多様性を認め合い尊重し合う社会の構築に向けた取組みを進め  
6 る。

7 本市は、武蔵野市男女平等の推進に関する条例を改正し、令和4(2022)年4月1日よりパートナー  
8 シップ制度\*を開始した。また、東京都が同年11月よりパートナーシップ宣誓制度を導入したことにより、  
9 受理証の相互活用に向け、東京都との連携協定を締結した。今後、パートナーシップ制度\*に係  
10 る適用施策等の拡充に向け検討を進める。同制度の市民や市職員への理解促進及び周知啓発にも  
11 継続的に取り組む。

12 また、令和5(2023)年度に次期男女平等推進計画を策定する。策定にあたっては、令和4(2022)  
13 年度実施の男女平等に関する意識調査の結果や国・都の動向を踏まえることとし、男女平等推進審  
14 議会へ諮問を行う。

### 15 2)平和施策の継承

16 本市は戦時中、市内にあった軍需工場を目標に空襲を受けたことから、昭和19(1944)年にはじめて  
17 空襲を受けた11月24日を「武蔵野市平和の日」とし、非核都市宣言平和事業実行委員会\*と協働  
18 した平和啓発事業の実施など、平和への取組みを行っている。戦後70年余り経ち、当時の戦争体験  
19 者が高齢化し戦争体験の直接の伝承が難しくなっていることから、体験者の記憶を残し次世代に伝え  
20 ていく方法等、平和施策のあり方について検討する必要がある。また、時間の経過とともに散逸等の  
21 恐れがある民間保有の戦争関連資料の保存等についても研究する。

### 22 3)多文化共生社会の形成

23 国は平成30(2018)年に外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を決定し、以降毎年改訂  
24 するとともに、令和2(2020)年に地域における多文化共生推進プラン\*を改定し、地方公共団体に対  
25 して多文化共生推進に係る計画・プランの策定・改定を要請した。これを受け、本市では令和4(2022)  
26 年度に多文化共生推進の基本的な考え方及び施策の方向性を示す指針となる多文化共生推進プラ  
27 ン\*(仮称)を策定し、これに基づき多文化共生社会の形成に向けた取組みを推進していく。あわせて、  
28 外国人市民の円滑なコミュニケーションと社会参加の実現のため、既存の日本語教育を行う団体と連  
29 携した日本語教育や、日本社会や地域における慣習、ルール等を理解してもらうための取組みを進

1 める。

## 3 基本施策2 災害への備えの拡充

### 4 1)災害への備えの拡充

5 今後、30年以内に70%以上の確率で首都直下地震等の発生が予想されている。10年ぶりに見直  
6 しが行われた東京の新たな被害想定を踏まえ、啓発活動や支援による市民の防災力向上、住宅や緊  
7 急輸送道路沿道建築物\*等の耐震化促進、無電柱化への取組み等を通じて、減災に向けたまちづくり  
8 を一層推進する方策を検討していく。

9 気候変動の影響により、今後は降雨量や洪水発生頻度の増加が見込まれている。河川と連携した  
10 下水道施設整備の検討や雨水浸透施設\*等の設置推進を図るなど、あらゆる関係者の協力のもと流  
11 域における治水対策を推進していく。

12 また、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、大規模災害や風水害等に備えた即応力の強化や  
13 迅速な復旧・復興の実現のために、災害対応力向上の取組みと多様な組織との連携及び訓練による  
14 防災体制の確保を推進していく。市外からの人的物的応援・支援を円滑に受けけるための受援計画\*  
15 等の実行性について検証を行っていく。

## 17 基本施策3 安全・安心なまちづくり

### 18 1)安心して暮らし続けられるまちづくり

19 市内の刑法犯認知件数\*は平成14(2002)年のピーク時に比べ大幅に減少したが、さらなる体感治  
20 安向上を図るため、「見せるパトロール」や「地域の防犯力向上」の取り組みを進める。一方、特殊詐欺  
21 の発生件数は高止まりしているとともに、手口も巧妙化しているため、警察等の地域の関係機関と連  
22 携し、防止活動の継続と、被害にあった際の消費生活相談の活用の周知に取り組む。また、世界的な  
23 政情不安のなか、ミサイル発射やテロ発生などの様々な脅威に対する備えや、新型コロナウイルス感  
24 染症の経験を踏まえた、新型感染症に対する体制の再構築など、危機管理体制の充実を図る。

## 26 基本施策4 地域社会と市民活動の活性化

### 27 1)時代に合ったコミュニティのあり方検討と市民活動の連携

28 本市は、昭和46(1971)年のコミュニティ構想\*に基づき、市民運営のコミュニティセンターを中心と  
29 したコミュニティづくりを進めてきた。全市的な町内会の体制を取らず、市民が主体的・自発的に地域  
30 のまちづくりに取り組んできた点は大きな特徴である。

31 現在、コミュニティ協議会をはじめ、地域社協(福祉の会)\*など地域別に組織された団体、テーマ  
32 性を持つNPOなど多くの団体が多様な活動に取り組んでいる一方、各団体が担い手不足や相互連  
33 携等の課題を抱えている。これらの課題解決のための取組みを検討する必要がある。

### 34 2)コミュニティセンターのバリアフリー化

35 エレベーターが未設置の中央コミュニティセンターと本町コミュニティセンターについて、バリアフリ  
36 一面の課題を解決するため、具体的な対策を検討する。

1   **3)市民活動の活性化**

2   令和3(2021)年度の第二期市民活動促進基本計画策定時には、市民活動の継続にあたって資金  
3   確保、広報、活動拠点などの課題が挙げられ、他団体との連携・協働のニーズやコロナ禍でのオンライン  
4   の取組みも確認された。市民活動への参加を促進する取組みや市民活動の広報、オンライン活動、多様な主体間の連携・協働などへの支援を進めていく必要がある。

6   **7 基本施策5 豊かで多様な文化の醸成**

8   **1)都市・国際交流事業の推進**

9   本市は海外6都市、国内9都市との間で、友好都市交流関係を結んでいる。海外交流事業について  
10   は、青少年の相互交流を通じて、多様な文化への理解の促進を図る。また、国内交流事業について  
11   は、都市と地方、消費者と生産者が交流し相互理解を進めるため、アンテナショップ「麦わら帽子」\*  
12   等での友好都市の魅力の発信や市民交流等による相乗効果によりさらに友好を深める。

13   **2)文化施設の再整備等による文化振興の推進**

14   令和3(2021)年度に示された文化施設の在り方検討委員会報告書を踏まえ、今後の文化施設の  
15   活用や整備について検討が必要である。

16   武蔵野公会堂は設備の老朽化やバリアフリー化等の課題を抱えているため、令和4(2022)年度に  
17   改修等の基本計画を策定し、市民文化の拠点として再整備を行う。

18   芸能劇場は、利用の実態等を踏まえ、古典芸能の保存等という設置目的を再検討するとともに、老  
19   朽化している各種設備を更新する必要がある。

20   松露庵は築後80年が経過し、調査の結果、建物の物理的限界が近いことが判明したため、古瀬公園の今後の利用方法を含めた施設のあり方について、建物の状況を勘案し廃止も視野に入れ検討  
21   する必要がある。

23   **3)文化・スポーツ・生涯学習の施策の連携**

24   令和4(2022)年度に旧文化事業団と旧生涯学習振興事業団が合併し発足した文化生涯学習事業  
25   団では、文化・スポーツ・生涯学習の効果的な事業連携による市民サービスの向上を目指している。  
26   合併による効果を發揮し、ブランディング\*の強化が図れるよう市も適切な指導監督を行うとともに、文  
27   化・スポーツ・生涯学習に関する市の施策について、事業団と連携して展開していく必要がある。

28   **29 基本施策6 多様な学びや運動・スポーツ活動の推進**

30   **1)生涯学習施策の推進**

31   武蔵野プレイス\*、武蔵野地域五大学\*、社会教育関係団体等、多くの活動主体によって、市民が  
32   多様に学ぶための環境が維持されている。さらに生涯学習を推進するため、人生100年時代\*や社  
33   会環境の変化に対応した個人の学び直しや、学びを通じた人々と地域のつながりづくり等について  
34   取り組んでいく。また、社会教育委員、武蔵野文化生涯学習事業団\*等と市で連携し、個人の学びを  
35   他者へ伝える仕組み作りを検討する。

36   さらに、学校教育活動を支援・補完する体験学習などの生涯学習活動について推進していく。

1 図書館は、ICT等をさらに活用することで、すべての人への適切な読書環境の提供と読書支援に  
2 取り組む。また、地域課題解決に取り組む機関等が図書館の資源を活用できるよう、場の提供や情報  
3 発信等の連携を行う。子どもたちの生きる力\*が育まれるよう、これまでの実績を踏まえさらに子ども読  
4 書活動を推進していく。そして、それらの役割を果たすためには、図書館行政を担う人材の育成が必  
5 要である。

6 武蔵野ふるさと歴史館\*は、博物館・公文書館・文化財保護普及の3機能を複合的に活用し、シビック  
7 クプライド\*を醸成する。博物館として収集基準の作成と収蔵資料の価値づけを行い、公文書館として  
8 将来にわたる説明責任を果たすべく閲覧・講座・展示等の各事業を展開する。また、他館、大学等と  
9 の連携・協力のほか、子どもや家族連れを対象とした事業の充実を図りながら、切れ目のない生涯学  
10 習支援を推進する。

## 11 **2)市民の誰もがスポーツを楽しめる環境の整備**

12 国際スポーツ大会のレガシー\*を生かし、性別、年齢、障害の有無に関わらず、市民の誰もがスポ  
13 ツに親しむ機会を創出するため、子育て世代や働き盛り世代、高齢者や女性をはじめとする多様な  
14 主体が楽しむスポーツを推進していく。スポーツ活動の拠点である体育施設は老朽化が進んでいる  
15 ため保全・改修工事を行う。温水・屋外プールは第二期武蔵野市スポーツ推進計画に示された方向  
16 性を踏まえ、現在の屋外プールの課題を解消しつつ、さらなる市民のスポーツ推進を図るために、屋外  
17 プールの廃止も視野に入れ全天候型の屋内プールの充実を図る。

18 旧桜堤小学校跡地は、当面は近隣の小・中学校の校庭等として活用し、隣接する市立学校の改築  
19 等整備状況を勘案したうえでスポーツ広場等の整備について検討する。

20

## 21 **基本施策7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興**

### 22 **1)産業の振興**

23 第三期産業振興計画の推進を通じ、新型コロナウイルス感染拡大がもたらした社会の変化に合っ  
24 た産業振興施策を展開する。計画策定にあたっては、コロナ禍において市内事業者や市民生活を守  
25 るため、数々の緊急経済対策を講じ、あわせて効果検証も実施してきた。そこで得た知見を活かして  
26 いく。

27 事業承継などの相談機能を追加し、「むさしの創業・事業承継サポートネット」を再編した。引き続き  
28 関係機関と創業から事業承継まで幅広い相談に対応可能な窓口を運営する。

29 関係団体等と協力しながら、産業の育成や産業と他分野の連携、商店会の環境整備、情報化・国  
30 際化への対応、多様な人材を活かす雇用・就労支援等に取り組む。

### 31 **2)まちの魅力向上を目指して**

32 コロナ禍における観光推進のあり方について、これまでのインバウンド\*型に加え、マイクロツーリズ  
33 ム\*等の地域密着型も含めて再考するため、第三期武蔵野市産業振興計画の策定の際に議論する  
34 必要がある。

35 令和4(2022)年度より試行実施している産業連携プロジェクト「CO+LAB MUSASHINO(こらぼむさ  
36 しの)」\*により、市内産業の横断的なコラボレーションを目指し、クリエイティブ産業を含めた本市の新

1 たなチャレンジ事業として、魅力創出を図っていく。また、映画・音楽・アニメーション・漫画等の市内  
2 に豊富にあるコンテンツを活かしたまちの魅力向上を推進する。ふるさと納税制度\*は都内の近隣住  
3 民への PR 手段としては有効であるため、積極的に活用し、まちの魅力に触れる機会を増やすことに  
4 より、本市への訪問者の増加を目指す。

### 5 **3)農業の振興と農地の保全**

6 市内農家戸数は漸減しており、高齢の従事者が依然として多い状況である。

7 そのため、将来にわたって農地の適正な肥培管理を継続させ、農地を保全していくために、都市農  
8 地貸借円滑化法に基づく貸借の支援や農福連携事業に取り組んでいく。

9 しかし一方で、産業連携プロジェクト「CO+LAB MUSASHINO(こらぼむさしの)」\*にみられるような  
10 新たな取組みに意欲的な若手農業者も多いため、JA東京むさし武蔵野地区等の関係機関とも連携し  
11 ながら、さらなる農業振興を図る。

12 また農地は生産地としてのみならず、災害時の避難場所や雨水の涵養などをはじめ、都市における  
13 貴重な役割も担っているが、個人の財産であり、保全に関する行政の介入には限度がある。相続時  
14 の売却面積を少しでも減らすために、経済的な支援を継続するなど、行政として側面的な支援を行う  
15 とともに、他施策の可能性についても研究を進める。

## 1 (4) 緑・環境

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

### 1 刻々と変化する環境問題への対応

日々変化する環境問題に対応し、次世代に持続可能なまちを引き継ぐために、環境啓発施設エコプラザ(仮称)を拠点として、必要な情報の発信、各主体が連携できるような場や機会の提供等、様々な手法で活動を支援する。

また、一人ひとりのライフスタイルの転換や意識改革の必要性をより一層伝えることで、環境に配慮した行動を促す。

### 2 地球温暖化対策の推進

気候変動による自然生態系、水環境、市民生活等への影響が顕在化しているため、全市的なエネルギー施策を進めるとともに、市が率先して公共施設の省エネ化・スマート化を推進することで、各主体が環境負荷低減を意識したまちづくりを実践していくことを促す。

### 3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

本市が大切にしてきた緑や水辺等の豊かな街並みを次世代の子どもたちに引き継ぐため、「武蔵野市民緑の憲章」の基本理念を継承し、市民・事業者との連携を一層深めながら、緑を基軸としたまちづくりを推進していく。

### 4 省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築

市民、事業者及び市が、ごみの減量・分別の徹底、ごみの資源化に、それぞれの責任において主導的に取り組むとともに、安全かつ安定的なごみ処理を行いながら、環境負荷の低減や事業の効率化を進めることで、持続可能な都市の構築を目指す。

### 5 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保

日々生じている気候変動、グローバル化の進展等により、これまでの生活では起こり得なかったリスクが生まれているため、生活環境の変化に伴う新たな問題を的確に捉え、関係機関と連携し、被害の回避・軽減を図ることで良好な生活環境を確保する。

また、総合的な受動喫煙対策とまちの美化の推進に取り組む。充実させる。

2

### 3 基本施策1 刻々と変化する環境問題への対応

#### 4 1)多様な主体のネットワークによる環境啓発の推進

「むさしのエコ re ゾート」\*が環境啓発施設の拠点として機能していくため、引き続き市民団体、事業者等が環境啓発の担い手・主体として活躍できる場や機会を提供するとともに、活動に参加しやすい仕組みづくり等、一層の活動支援をしていく必要がある。

環境フェスタをはじめとした各種イベント・講座等を通じ、環境活動団体や事業者等の活動及び環境配慮行動について情報発信を行うとともに、団体間や市民との交流、協働のきっかけをつくり、多様な主体のネットワークの構築を進め、環境啓発の取組みを推進する。

11

1   **2) 良好的な環境整備に向けた取組みの推進**

2   緑は市民の共有財産という理念のもと、地域の市民の力で緑を守り育てるため、身近な緑に関  
3   心を持つことができる取組みを進める。また、より多くの市民が緑に関わる活動に参加できる仕組  
4   みづくりを推進する。

5   都市化の進展によって、雨水の地下浸透の減少による水循環機能の低下や気候変動に伴う局  
6   地的大雨等の浸水被害リスクに対応するため、引き続き、地下水の涵養等の水循環の保全・回復  
7   に向けた取組みや支援を行うとともに、重要性について啓発を行い、公有地や民有地での雨水浸  
8   透施設\*の設置等、健全な水循環への行動を促していく。また、水循環の機能に加え、良好な景  
9   観形成の効果が期待されるグリーンインフラ\*の整備手法や仕組みづくりについて検討を行う。

10   **基本施策2 地球温暖化対策の推進**

11   **1) 市民・事業者との連携と具体的行動に向けた機運の醸成**

12   2050年ゼロカーボンシティ\*実現に向けて、市・市民・事業者が一丸となって取組みを進めてい  
13   く必要があるため、気候市民会議\*における議論や国・都の取組みを踏まえながら、市民・事業者  
14   の行動を後押しする市が担うべき効果的な支援策を検討し、実施していく。

15   全ての市民等が当事者として、地球温暖化対策の具体的な取組みを理解し、行動の変化につ  
16   ながるように、また、事業者が魅力を感じ、継続的に地球温暖化に対する取組みを行うように、仕組  
17   みづくりや効果的な仕掛けを検討し、市域全体における取組みの機運を醸成する。

18   **2) 公共施設における環境負荷低減の取組み**

19   市民や事業者に対し建築物の省エネ等の取組みを促す観点からも、公共施設の改築等に際し、  
20   新たに策定する公共施設環境配慮指針\*に基づき、率先して省エネ等の対策を実施する。

21   公共施設の省エネ化等とあわせて電力の再エネ化を推進していくとともに、地域間の連携による  
22   再エネ電力調達のスキーム構築の検討を行う。また、エネルギー地産地消\*プロジェクト事業につ  
23   いては、更なる効率的・効果的なエネルギー利用に向けた運用の最適化とあわせて、環境面だけ  
24   でなく防災面も踏まえた総合的視点から枠組み見直しの検討を行う。

25   **基本施策3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進**

26   **1) 街路樹などの緑の保全・管理**

27   本市では、自然樹形(樹種本来の形)を活かした街路樹の管理を実施しており、良好な街並み・  
28   景観を形成するうえで大きな役割を果たしている。一方で、高木化に伴い根上がり等で通行の支  
29   障になっていることに加え、枝葉が民有地へ越境するなどの課題が顕在化してきている。

30   路線毎に定期的な街路樹診断等を実施し、危険木については、診断等に基づく適切な樹木の  
31   保全を進める。また、市のシンボルや景観的な魅力となっている街路樹については、景観及び維  
32   持管理の視点から、地域資産として保全する手法を樹種変更も含め検討していく。

33   **2) 緑の保全・創出・利活用**

34   これまで、市民と共に緑の保全・推進に努めてきたが、時代と共に緑へ愛着や重要性に対する

1 意識が変化している。緑は、地域にとって誇れる財産であり、それに対する関心や理解を深めるた  
2 めにも市民による自助、共助で緑を守り育てる取組みの重要性が高まっている。また、緑ボランティ  
3 ア団体をはじめとする様々な活動主体でメンバーの固定化、高齢化が進んでいる。

4 緑被率\*の6割を占める民有地の緑の保全と創出とともに、地域の価値を高める緑化、都市に残  
5 る貴重な農地の保全に努める。

6 全域が既成市街地であり住宅等が密集していることから公園緑地の拡充整備が困難になる中、  
7 既存公園緑地の民間との連携など柔軟な活用により魅力アップの可能性を検討する。

### 8 **3) 緑と水のネットワークの推進と森林整備**

9 豊かな街並みを創出するため、点在している緑と水辺を街路樹でつなぐことで重層的な緑と水  
10 のネットワークを推進する。

11 住民一人あたりに対する公園面積の充足に向け、公園空白地域への重点的な整備や既存公園  
12 の拡充等を行う。一方で、整備から30年以上が経過した公園緑地が全体の3割を越えるなどスタッ  
13 クの老朽化への対応、高木化、巨木化した樹木への対応等、スタッフの効果的・効率的な維持管  
14 理を行う。

15 広域的な緑を支えるための取組みとして、多摩地域の森林を健全に育成するとともに、市民の  
16 自然とのふれあいを促し、森林資源の利活用と公益的機能の充実を図るため、二俣尾及び奥多  
17 摩で森林整備事業を実施してきた。また、森林環境譲与税\*の新たな使途として、カーボン・ニュ  
18 ートラル\*の視点を取り入れ、新規の森林保全事業の立ち上げや森林由来のクレジット\*（環境価  
19 値の証書）の購入等によるカーボン・オフセット\*の取組みの検討を行う。

20

## 21 **基本施策4 省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築**

### 22 **1)ごみ減量と合理的処理の推進**

23 新型コロナウイルス流行の影響等により、ライフスタイルやワークスタイルが変化し、これまで減少  
24 傾向にあった市民1日1人当たりの家庭ごみ排出量は、令和元年度から増加に転じた。この増加し  
25 た排出量を減少させるため、ごみ・資源物の発生抑制や排出抑制、ごみ処理の効率化について新  
26 たな取組みを検討する。

27 また、令和4(2022)年4月施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律により、市  
28 町村に対してプラスチック廃棄物全般を資源として収集することが努力義務化された。再資源化の  
29 促進や家庭ごみ収集区分の見直しなど、ごみ減量、環境負荷の低減の観点から容器包装プラス  
30 チックと製品プラスチックの収集のあり方について検討する。

31

## 32 **基本施策5 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保**

### 33 **1) 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保**

34 良好的な生活環境を保全するため、特に影響の大きい国・東京都や開発事業者等が実施する大  
35 規模事業等に対しては、周辺環境への配慮や適切な情報提供を求めていく。

36 コロナ禍により、在宅時間が長くなり、また近隣関係の希薄化や孤立化が進み、生活関連公害

1 の相談が大幅に増加していることから、市民の意識（譲り合い）啓発を図るとともに、地域における  
2 孤立化を防ぐため、様々なチャネルを活用しながら、地域との顔の見える関係づくりを促していく。  
3 また、ごみ屋敷や不適正なペット飼育等に起因する周辺環境への影響の深刻化防止や解決に  
4 向けて、当事者への福祉的支援も視野に分野横断的な連携を図り、全庁的な取組みとして実施す  
5 る。

## 第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

**1 個性あふれる魅力的な地域のまちづくり**

都市空間が魅力的な場所であり続けるため、市民が自ら地域を豊かにする活動に取り組める環境を整備し、地域の実情にきめ細かく対応する必要があり、地域特性を生かしたまちづくりを推進するとともに、武蔵野市都市計画マスタープランにおいて土地利用の適切な誘導を促す。

また、武蔵野市景観ガイドラインに基づき、良好な景観形成等を図る。

**2 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり**

老朽化した都市基盤施設等の安全性の確保や防災機能の向上のため、中長期的な財政状況、社会情勢の変化等を踏まえ、都市基盤施設等の計画的・効率的・効果的な更新や維持管理を実現していく。

## (1) 道路分野

安全・安心な道路サービスを提供し続けていくために、効率的な維持管理に努め、市民と行政とが共に道路を維持管理していく仕組みを構築する。

## (2) 下水道分野

安定的・持続的に良質な下水道サービスを提供していくため、経営の健全性の確保と計画的・効率的な下水道施設全体の管理を行い、下水道施設の機能確保を図る。

## (3) 水道分野

水道水の安定供給を図るため、水道施設の適正な維持管理、更新等を行い、都営水道への一元化を目指した取組みを推進していく。

## (4) 建築分野

災害等に対する安全性の確保や商業地、住宅地等のまちの環境の保全のため、民間関係機関と連携し、安心で秩序あるまちづくりを推進していく。

**3 誰もが利用しやすい交通環境の整備**

地域公共交通の充実による誰もが安全・安心に利用できる交通環境の確保及び自転車利用環境の整備を推進するとともに、交通に関する新技術を注視しながら、交通管理者、交通事業者等と連携し、市民の移動手段の充実を図る。

**4 安全で快適な道路ネットワークの構築**

未だ事業化されていない都市計画道路のうち、歩道幅員や自転車の走行空間が十分に確保されていないものについては、整備に向けた対応を行う。生活道路への安全対策として、地域交通の安全性や防災性の向上のため、交通安全の取組みや狭い道路等の拡幅整備を行う。その他の事業化されていない都市計画道路や構想段階の区画道路については、社会情勢や交通需要を踏まえ、必要性の検証を継続的に行い、必要な見直しを進める。

## 5 安心して心地よく住み続けられる住環境づくり

安心して住み続けられる良好な住環境を形成するため、市民、地域、事業者、関連団体等と連携を図りながら、ハード・ソフト両面から住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。

## 6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり

市内三駅周辺において、それぞれの地域の魅力を生かしながら、活力とにぎわいを創出する取組みを推進していく。

### (1) 吉祥寺駅周辺

地域住民、地元商業者、企業等と連携して、吉祥寺の新たな将来像に向けたまちづくりを推進するため、NEXT－吉祥寺に基づき、セントラル、パーク、イースト、ウエストの各エリアの特性を生かしたまちづくりに取り組んでいく。

### (2) 三鷹駅周辺

三鷹駅北口街づくりビジョン\*に基づき、地域に関わる様々な主体と連携し、「住む人、働く人が集い、心地よく過ごす街」の実現に向けたまちづくりを推進する。

### (3) 武蔵境駅周辺

武蔵境駅周辺の未整備の都市基盤について着実に事業を推進していく。市民、市民活動団体、事業者等による活動への支援を継続しつつ、駅周辺エリアの魅力を向上させ、発展させるための取組みについて検討する。

1

## 2 基本施策1 個性あふれる魅力的な地域のまちづくり

### 3 1)計画的な土地利用の誘導

4 令和3(2021)年度に改定した武蔵野市都市計画マスタープランにおいて、都市機能の誘導手法等  
5 を示した。高齢化の進展や働き方の変化等に対応した暮らしやすい生活圏の形成に向けて、店舗等  
6 の生活支援施設の他、学習や仕事ができる民間施設等の誘導について研究する。業務施設や産業  
7 支援施設、文化交流施設等の都市機能を誘導・集積していくため、地域の実情に合ったまちづくりの  
8 手法等について研究する。

### 9 2)魅力的な景観の保全と展開

10 大人も子どもも親しみを感じができる質の高い景観づくりが求められており、加えてシビックプ  
11 ライド\*の醸成においても景観の重要性が増している。引き続き、武蔵野市まちづくり条例に基づく開  
12 発調整や武蔵野市景観ガイドラインに基づく景観まちづくりに関するワークショップ等を行いながら、  
13 市民、事業者等の意識向上を図る。

14 良好的な景観形成、都市防災機能の強化、歩行者等の交通環境の向上を図るため、令和4(2022)年  
15 度に武蔵野市景観整備路線事業計画(第2次)を見直した無電柱化推進計画(仮称)を策定し、今後  
16 の無電柱化施策の方向性に基づき、様々な手法を活用して無電柱化の取組みを進めていく。

17 景観を構成する重要な要素である道路、公園緑地、公共施設等の整備については、武蔵野市景  
18 観ガイドラインに示す景観の指針に沿って進める。また、樹種が本来持っている樹形を大切にした街

1 路樹や、住宅地の花や庭木等、優れた沿道景観を形成している質の高い緑を育む。

2

## 3 **基本施策2 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり**

### 4 **1)将来にわたり持続性ある都市基盤づくり**

#### 5 **①道路**

6 将来にわたり安全・安心な道路サービスを提供していくため、道路総合管理計画に基づき、計画的、  
7 効率的、持続的な道路管理を推進している。広域的な交通を支える伏見通りや駅前広場に接続し地  
8 域的な路線である平和通りについては、適切な管理主体とするための課題を整理し、引き続き東京都  
9 と移管協議を進める。また、道路管理について「市民等への情報発信と協働・連携」を促進するため、  
10 その一環として令和2(2020)年度に、アプリを活用した市民通報システムを本格導入し、今後は一層  
11 の活用を促進する。

#### 12 **②下水道**

13 令和元(2019)年度策定の下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した下水道施設に対して、計画的・効率的な維持・修繕及び改築を進めるとともに、計画の評価・見直しにより精度向上を図っていく。増加する老朽化対策に対し、安定的・継続的に下水道サービスを提供していくため、長期  
14 包括契約方式\*を今後の本格導入も視野に入れながら、令和6(2024)年度より試行的に導入し、民間  
15 事業者のノウハウを活用した執行体制の整備を進めていく。

16 また、昭和45(1970)年度から続く区部への汚水の暫定流入解消に向けた汚水送水先の切替や、  
17 気候変動による降雨量増加に対応するための雨水排水能力の向上等大型建設事業に向けた課題の  
18 整理や検討を進めていく。

19 今後、中長期に大型建設事業等の実施には多額の事業費が必要となる一方で、国の補助金等の  
20 財源の確保は厳しい状況となっている。持続的な下水道事業の実現に向け、経営戦略に基づき、下  
21 水道使用料等をはじめとする経営のあり方や方針の定期的な見直しを行い、より一層の経営健全化  
22 に向けた取組を推進していく。

#### 23 **③水道**

24 新型コロナウイルス感染症による社会動向の変化や節水機器の普及等の影響もあり、給水量や料  
25 金収入は減少傾向となっている。一方、水道施設(浄水場・水源井戸・管路)の老朽化に伴う維持更新  
26 や地震等の災害への速やかな対策を進めていく必要がある。この様な状況は、全国的な中小規模水  
27 道事業における共通課題であることから、国においても、水道事業の広域化・共同化を、経営基盤強  
28 化の有効な手段の一つとしている。

29 本市においても、今後も市民に安全で安定的な水道水を供給していくため、引き続き都営水道一  
30 元化\*に向け、具体的な課題整理等の協議を進めるとともに、一層の経営の効率化と管路の耐震化を  
31 進め、水道施設の適切な維持管理を行っていく。

32

## 33 **基本施策3 誰もが利用しやすい交通環境の整備**

### 34 **1)安全・安心な交通環境整備の推進**

1 生活様式の変化や高齢社会の進展等による交通環境の変化に対応するため、高い水準の地域公共  
2 交通のネットワークの維持を図るとともに、交通結節点の利便性を向上し、高齢者や障害者、歩行者や自転車利用者等の市民誰もが利用しやすい安全・安心な交通環境の整備を推進する。また、武蔵野市バリアフリー基本構想 2022 に基づき、様々な関係主体と連携し、総合的なバリアフリー化を推進する。

6 市内で自転車が関与する交通事故の割合は依然として高い状況にある。自転車利用の際の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、警察署や交通安全協会等の様々な関係団体との連携により、自転車の安全利用に関する教育や啓発を段階的かつ体系的に実施する必要がある。

## 2)市民の移動手段の確保

10 将来にわたり市民の移動手段を確保していくため、地域公共交通の事業運営や利用者などの状況把握に努め、限りある地域公共交通全体で事業者やサービスの相互補完を促進することで地域公共交通ネットワークの確保を図る。

13 また、持続的な交通事業の展開を図るため、ムーバスの事業展開や料金体系については、今後の市民サービスのあり方、受益者負担や公平性、事業効率性等の様々な視点から議論が必要である。

## 3)交通環境の改善に向けた自転車駐車場の検討

16 駅周辺の商業が集積するエリアでは走行自転車と歩行者との輻輳が歩行者の安全面において課題となっているため、今後設置される自転車駐車場については、駅中心エリアから一定程度離れた場所に配置する等、自転車の走行動線及び駅周辺の歩行環境の確保を考慮し、配置の検討を行う必要がある。あわせて民間の附置義務自転車駐車場\*についても隔地誘導等を図る。

# 基本施策4 安全で快適な道路ネットワークの構築

## 1)安全・安心に通行するための道路空間等整備の推進

23 既存道路においては、限られた道路幅員のなかで、歩行者、自転車及び自動車がより安全に通行できるよう、道路改良等にあわせ、幅員構成の見直しや、防護柵の新設・改修等を実施しており、今後も道路構造のあり方について検討する。

26 生活道路については、区画道路や狭い道路の拡幅整備を庁内関係課と連携する等して進めるとともに、交通の円滑化と防災性の向上を図る。なお、生活道路を抜け道として使う通過車両や重量・速度規制等に対する違反車両の流入による課題に対しては、警察等の関係機関との連携や地域住民の理解・協力を踏まえて、周辺の道路状況に応じた地域単位での安全対策の検討を行う。

## 2)都市計画道路の整備

31 都市計画道路等の骨格となる道路ネットワークの整備を推進するとともに、幹線道路に囲まれたエリアごとに適切な交通処理を検討し、地域の安全・安心の向上を図る。

33 第四次事業化計画で優先整備路線に位置付けられた都が事業を行う都市計画道路については、沿道住民や周辺環境等への配慮について丁寧な対応を都に働きかける。なお、歩道が狭く安全性や防災性等に課題のある女子大通りについては、事業化を都に要請する。また、五日市街道や井ノ頭通りについては、歩行者や自転車の安全で快適な通行環境の確保に向け、引き続き都に事業化を要

1 請する。

### 2 **3)外環地下本線及び外環の2地上部街路への対応**

3 都市高速道路外郭環状線は、事業者に対して「対応の方針」に基づく対応と、事業進捗に合わせ  
4 適時適切な情報提供を求めるとともに、安全・安心な工事の実施を要請する。外郭環状線の2\*は、安  
5 全性の確保、交通環境の改善等とともに、地域分断や通過交通の流入等による住環境悪化等の課題  
6 もあるため、総合的な検討が必要である。話し合いの会の中間まとめの早期取りまとめを都に要請す  
7 るとともに、話し合いの会や市議会から必要性を問う意見等が出されている経緯も踏まえ、沿線区市と  
8 連携を図りながら都に丁寧な対応を求めていく。

9

## 10 **基本施策5 安心して心地よく住み続けられる住環境づくり**

### 11 **1)安心して心地よく住み続けられる住環境づくり**

12 住宅は生活の基盤であるとともに、まちを形づくる基本的な要素である。今後も安心して住み続けら  
13 れる良好な住環境を形成するため、空き住宅等の対応も含めた良質な住宅地の維持・誘導、老朽化  
14 した分譲マンション等の耐震化や再生に向けた支援、居住安定への支援等の住宅施策を総合的か  
15 つ体系的に推進する。

16 新たな住宅セーフティネット制度を踏まえ、高齢者、障害者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者  
17 に対する支援等については、武蔵野市あんしん住まい推進協議会(居住支援協議会)を設置し、福祉  
18 や不動産関連団体との連携の強化を図った。今後は、協議会の制度を活用した住宅確保要配慮者  
19 への支援の充実とともに更なる支援策等について、分野横断的な検討が必要である。

20 また、市営住宅や福祉型住宅については、適正な維持管理等を図るとともに、今後の市営住宅・福  
21 祉型住宅の整備や管理のあり方等について議論が必要である。

22

## 23 **基本施策6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり**

### 24 **1)活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり**

#### 25 **① 吉祥寺駅周辺**

26 令和元(2019)年度に多様な主体による対話・議論の下、吉祥寺グランドデザイン\*を改定した。令  
27 和3(2021)年度には吉祥寺グランドデザイン\*2020で示された将来ビジョンの実現に向け、NEXT-  
28 吉祥寺を改定し、吉祥寺駅周辺のまちづくりを進めている。様々な人が親しみ、集い、活気と魅力が  
29 あるまちであり続けるため、引き続き、都立井の頭恩賜公園等の自然環境、回遊性や界隈性を備えた  
30 商業地、閑静な住宅地等、これまでに蓄積された資源を活用しながら、市民、事業者等と連携してま  
31 ちづくりに取り組む必要がある。

32 セントラルエリアは、ハーモニカ横丁をはじめとした吉祥寺ならではの魅力を有しているが、耐震性  
33 や老朽化の進行等の問題を抱えている。区画道路の整備促進、附置義務駐車場や駐輪場の適正配  
34 置、地区計画の策定による合理的な土地利用等により建築物の建て替え促進を図る必要がある。あ  
35 わせて、築50年が経過したF&Fビルについて、今後の吉祥寺のまちづくりを見据え、更新を視野に  
36 入れたあり方を検討する必要がある。

1 パークエリアは、市の基本的な考え方や今後の進め方を市民、事業者等に丁寧に説明したうえで、  
2 対話の場を設け、合意形成を図りながら一体となって武蔵野公会堂を含めたまちの将来像を立案し  
3 ていく。また、パークロードにおける歩行者とバスの輻輳や井ノ頭通りにバス乗場があることによる歩行  
4 環境の悪化等が課題である。事業中の南口駅前広場の整備促進に加え、吉祥寺大通りや周辺街区  
5 を含めた交通結節点のあり方についても検討する必要がある。

6 イーストエリアは、幅員の広い吉祥寺大通りや鉄道により駅や隣接エリアからの連続性が乏しいこと  
7 から、人の流れを誘引する取組みが必要である。そのため、今後は地域のニーズや政策的に誘導す  
8 べき機能を明らかにし、イーストエリア内に点在する市有地の活用や民間活力の導入等、検討を行う。

9 ウエストエリアは、歩行者交通量が多い道路に進入する自転車や自動車への対応や景観に配慮し  
10 た道路空間の整備等、住環境と商業環境の調和に留意したまちづくりを多様な主体とともに進める必  
11 要がある。

## 12 ②三鷹駅周辺

13 三鷹駅周辺は、三鷹駅北口街づくりビジョン\*に位置付けられた「住む人、働く人が集い、心地よく  
14 過ごす街」の実現のために、ワークショップやオープンハウス、研究会を実施する等、地域に関わる  
15 様々な主体と連携しながらまちづくりに取り組んできた。補助幹線道路\*の整備を契機とした交通環境  
16 の変化を見据え、様々な主体の意見を踏まえながら三鷹駅北口交通環境基本方針を策定するとともに、  
17 土地利用や緑・にぎわいの街づくりの視点を含めた三鷹駅北口街づくりビジョン\*の改定を行う。  
18 あわせて駅前広場の交通機能や滞留空間の充足については面的な市街地再編も視野に検討を進  
19 める。

## 20 ③武蔵境駅周辺

21 武蔵境駅周辺は、「うるおい・ふれあい・にぎわい、これからの中武蔵境」を定め、南北一体のまち  
22 づくりに取り組むとともに、地元商店街や各市民団体による「にぎわい」をコンセプトに、魅力あるまち  
23 づくりに取り組んできた。これまで駅周辺の都市基盤整備を進めてきたが、引き続き、武蔵境駅北口  
24 の区画道路や天文台通り等の駅周辺の道路整備に取り組む他、地域が主体となったまちのにぎわい  
25 づくりを継続的に支援し、駅周辺エリアの魅力を向上させる取組みを進めていく。

## 第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

**1 市民参加と連携・協働の推進**

高齢世代のほか、まちの将来の担い手として期待される若者、子育て世代、転入者等の市政や地域への参加を促し、その活動を支援して、地域への愛着を高め、市民自治によるまちづくりの発展を図る。

より丁寧で効果的な市民参加手法を整え、市民・市民団体をはじめとする様々な主体との連携・協働の取組みを推進していく。

**2 効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション\***

様々な手段を活用し、市民に確実に市政情報を届ける仕組みを構築するとともに、市民の多様なニーズ、地域が抱える課題等を的確に把握するため、広聴手段の充実を図る。

また、住み続けたい・住みたい・訪れたいとの思いを高める本市への愛着の醸成に取り組み、来街者も含めた広い対象に対してシティプロモーション\*を戦略的に進めていく。

**3 公共施設等の再構築と市有地の有効活用**

個々の公共施設等の維持・更新にとどまらず、本市の将来像を見据えた総合的な視点で新たな価値を創造する「再構築」の考え方を持って、武蔵野市公共施設等総合管理計画を基に取組みを推進する。

また、市有地を有効に活用し、市民サービスの拡充を図るとともに、持続可能な財政運営を行っていくため、管理コストの節減と歳入の増加にも一体的に取り組む。

**4 社会の変化に対応していく行財政運営**

経営力の強化と行財政改革を推進し、限られた経営資源を優先度の高い施策に積極的に配分していく。ICTを積極的に活用し、市民サービスの質、業務の正確性・効率性の向上や、職員のワーク・ライフ・マネジメント\*の実践につなげていく。また、市政運営上の様々なリスクへの取組みをさらに強化していく。

財政援助出資団体\*の経営改革等を支援し、適切な評価と指導・監督を行っていく。

**5 多様な人材の確保・育成と組織の活性化**

既存業務の効率化と再構築を進めるとともに、職員の資質と能力を伸ばし、多様性を最大限に生かして、組織力の向上を図るため、先進的な行政に資する有為で多様な人材の確保・育成の強化と、各職員が十分に力を発揮できる環境づくりや人事・給与制度の改善に取り組む。

**2 基本施策1 市民参加と連携・協働の推進****1)自治基本条例\*に基づく市政運営**

令和2(2020)年4月に施行された武蔵野市自治基本条例\*に基づき、市民等との熟議・熟慮を重ね、

住民投票条例制定に向けた検討を進める。

各分野において策定されている多くの個別計画について統合や再編を検討し、市民に対してより

分かりやすい市政運営と事業執行への人的資源の配分を図る。

1   **2)市民参加の充実と情報共有の推進**

2   若い世代をターゲットに市政への関心・愛着・主体意識を高める工夫を行うとともに、市民参加の機  
3   会を広げるため、ICT 技術を活用した手法を検討する。また、市民同士の活発な議論を進めるため、  
4   市民ファシリテーター\*の確保と養成を行う。

5   **3)様々な主体との連携・協働の推進**

6   公共課題の多様化と量的拡大に対応するため、市民・市民団体の主体性を生かした連携・協働のさ  
7   らなる充実のほか、財政援助出資団体\*や民間企業・大学等の強みを生かした公民連携の積極的な  
8   活用を検討する。

9   市職員が地域に出向く機会を創出し、職員の対話力・調整力の向上を図り、市民との信頼関係及  
10   び相互理解を深めることで、地域との連携・協働を推進する。

11

12   **基本施策2 効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション\***

13   **1)「伝える」「伝わる」情報提供の推進**

14   市民のライフスタイルの多様化や ICT の発展を踏まえ、市民に対して分かりやすく、適切な方法で  
15   より親しみやすい情報提供を行う広報の取組みを検討する。また、情報の受け手である市民が自ら必  
16   要な情報を入手し、活用できる取組みを推進する。

17   **2) 広聴の充実と広聴・広報の連携の推進**

18   政策評価で重要な指標となる「市民意識調査」\*の実施手法等の拡充を検討し、一方で「市政アン  
19   ケート」\*についてはあり方も含めて再考する。このほか、「市民と市長のふれあいトーク」等の各種広  
20   聴手段の充実を図るとともに、把握した市民ニーズ等の全庁的な共有と施策への反映を行うため、  
21   ICT も活用した効果的な広聴・広報を検討する。

22   **3)武蔵野市らしさの追求とシティプロモーション\*の推進**

23   市内外に対して市の政策や事業、魅力を積極的に発信し、都市ブランド(まちの認知度・信頼度)を  
24   向上させ、市民が市や地域に対して愛着と誇りを感じることができる取組みを推進する。

25

26   **基本施策3 公共施設等の再構築と市有地の有効活用**

27   **1)公共施設等の計画的な維持・更新**

28   第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画に基づき、まちの魅力や都市文化を醸成する重要な要  
29   素として、市全体の将来像を見据え、公共施設や都市基盤施設を更新していく。

30   令和4(2022)年1月に策定した公共施設保全改修計画を踏まえ、より効率的な施設の保全改修を  
31   進めるとともに、民間ノウハウを活用した包括的な施設管理について研究する。

32   **2)市有地の有効活用**

33   将来的に利活用が見込める未利用市有地は、まちの魅力向上や市民サービスの拡充に役立てる  
34   よう、公民連携も視野にさらなる取組みを進める。今後も利活用が見込めない土地は、適時適切に売  
35   払いを進めることで歳入の確保につなげていく。令和4(2022)年度に登録有形文化財に登録された

1 「旧赤星鉄馬邸」の利活用の検討を進めるとともに、貴重な緑を将来世代につなぐため、都市公園\*の  
2 設置を目指していく。

3 PPP ガイドライン\*に沿って検討を進めてきた吉祥寺東町1丁目市有地利活用事業を通して得られた  
4 経験や武蔵境市有地貸付け事業の効果を踏まえ、本市における公民連携のあり方を整理し、国  
5 示す優先的検討規程を踏まえた PPP ガイドライン\*の改定を行うとともに、民間活力の活用についてさら  
6 らなる取組みを進める。

7

## 8 **基本施策4 社会の変化に対応していく行財政運営**

### 9 **1)コロナの状況を見据えた施策のあり方**

10 新型コロナウイルス感染症の影響による人の移動、行動、暮らし方への変化を捉えたうえで、社会  
11 の変化に応じた今後の施策のあり方について方向性を示す。

12 人口推計の結果も踏まえ、コロナ禍においても公共施設サービスなど限りある社会資源サービスを  
13 有効に活用するため、市民と市民以外の方へのサービス提供のあり方を検討する。

### 14 **2)経営資源を最大限活用するための仕組みの構築**

15 令和3(2021)年度にまとめた新たな行政評価制度(案)については、第七期長期計画策定を見据  
16 えて、第六期長期計画・調整計画の策定にあたり試行的に実施する。また、令和2(2020)年度に構築  
17 した新たな事務事業見直しの仕組みと予算編成・業務改善との連動をさらに強める。

### 18 **3)健全な財政運営を維持するための体制強化**

19 物価高騰などの影響により今後投資的経費\*をはじめとした事業経費の増大が見込まれる。同時に、  
20 将来に向けた必要な投資については積極的に行っていく。これらの中でも、健全財政を維持していく  
21 ため、事務事業や補助金の見直しなど経常的な事業経費の節減に向けた具体的な取組みを検討す  
22 る。また、財政計画の参考資料として作成している財政シミュレーションの効果的なあり方について、  
23 持続可能な財政運営に向けて議論していく。

24 また、社会情勢の変化に対応した選択ができるよう、様々な事業手法に応じた発注方法を検討する  
25 とともに、計画的な工事の発注や適切な工期設定等を推進する。

### 26 **4)ICTの活用による市民サービスと業務生産性の向上**

27 職員のワーク・ライフ・マネジメント\*を支援しつつ、質の高い市民サービスを提供するため、また社会・経済の変化に対応していくため、令和4(2022)年2月に定めた自治体 DX\*に関する全体方針に基づき、行政サービスの利便性向上、業務生産性の向上、情報セキュリティ対策の強化など、全庁横断的な DX\*推進に取り組む。あわせて、新たな行政サービスについても研究する。

### 31 **5)リスク管理能力・危機対応力の強化**

32 市政運営におけるリスクの早期発見と発生防止のため、各種点検等の内容や方法を適宜見直し、リスク管理の一層の強化を図る。

34 地方自治法の改正により、努力義務化された内部統制\*制度の導入については、本市において従前から行っているリスクマネジメントの取組みとの関係を踏まえ、議論する必要がある。

### 36 **6)行政サービスにおける受益と負担の適正化**

1 受益と負担の公平性を維持するために引き続き定期的な手数料・使用料の見直しを行う。今後の  
2 見直しに向けて、利用者が負担すべき負担の範囲や第三者の意見聴取の方法など見直しの手法を  
3 検討する。

4 武蔵野市国民健康保険財政健全化計画に基づき、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入  
5 金の段階的解消・削減を進める。

#### 6 **7)財政援助出資団体\*の経営改革等の支援、指定管理者制度の効果的な運用**

7 財政援助出資団体\*を巡る経営環境の変化を踏まえ、引き続き経営改革を支援しながら市と財政  
8 援助出資団体\*の連携・協働を推進するため、「財政援助出資団体\*に対する指導監督の基本方針」  
9 を改定する。公の施設については、次期指定管理者の選定を踏まえ、引き続き指定管理者制度の効  
10 果的な運用を検討する。

#### 11 **8)新たなニーズに応える組織のあり方の検討**

12 市民ニーズの多様化・複雑化に伴う分野を超えた地域課題の解決に向け、各部・課の既存の事務  
13 分掌ではおさまらない分野横断的な事業を進めるための組織のあり方や運営方針、人材育成につい  
14 て議論していく。

15

### 16 **基本施策5 多様な人材の確保・育成と組織の活性化**

#### 17 **1)課題に的確に対応できる人材の確保と育成の強化**

18 近時の一般技術職の採用の厳しさを踏まえ、庁内ワーキングやインターンシップの活用等、採用を  
19 支援する全庁的な体制を構築し、本市の魅力を発信するとともに、多様な採用手法を研究する。

20 変化の速い時代に柔軟に対応していくよう、自治体、民間企業及び調査研究機関等との交流や  
21 派遣研修の充実を図るとともに、DX\*推進のための人材育成の取組みを強化する。加えて、副業と兼  
22 業の進展にともない有技能市民を活用した人材確保について研究する。

23 また、一般技術職及び専門職については、高度な専門性を維持していくため、あり方や人材確保  
24 の方策を定期的に検証するとともに、効果的な能力開発の仕組みを検討するなど、人材育成を着実  
25 に進める。

26 適切な人材の配置や可視化を効率よく実施できる人事評価システムの導入を検討し、人事評価の  
27 本来の趣旨である人材育成につなげていく。

#### 28 **2)組織活性化に向けたダイバーシティ\*推進とワーク・ライフ・マネジメント\*支援**

29 労働・生活をめぐる環境の多様化を踏まえ、職員が心身ともに健康に働き続けられるよう、業務負荷  
30 の職員間での平準化、超過勤務削減に向けた取組みや有給休暇取得の促進、メンタルヘルスの取  
31 組みを強化する。障害者の任用も含め、職員の働きやすい環境づくりも引き続き推進する。

32 定年延長制度\*の実施を踏まえ、管理職層を中心に人を活かす組織マネジメントについて学ぶ機  
33 会を増やすとともに、対象職員のさらなるモチベーションの向上を図りながら、培ってきた知見を活か  
34 す職務のあり方を検討する。

35

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7

8           **参考**

9

10       **討議要綱作成にあたっての参考資料等**

11

12       本討議要綱の作成にあたり、策定委員会で議論の参考とした主な資料・報告書等は次のとおりであ  
13       る。

14

## 参考資料 1

### 《武藏野市自治基本条例》

令和2年3月24日条例第2号

#### 武藏野市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市民、議会及び市長等の役割等（第4条—第8条）

第3章 参加と協働

第1節 情報共有（第9条—第13条）

第2節 市民参加（第14条・第15条）

第3節 協働（第16条）

第4節 コミュニティ（第17条・第18条）

第5節 住民投票（第19条）

第4章 議会の会議（第20条）

第5章 議会と市長等との関係（第21条・第22条）

第6章 行政の政策活動の原則（第23条—第29条）

第7章 国及び東京都との関係（第30条）

第8章 広域的な連携及び協力（第31条）

第9章 平和及び国際交流（第32条）

付則

武藏野市は、江戸時代に計画的な開拓が行われ、明治時代に交通網が発達したことなどにより、郊外の住宅都市として発展してきた。その歴史のなかで、第二次世界大戦時には、市内に開設された軍需工場が空襲の標的となり、大きな被害を受けた。このことは、今も平和を希求する様々な取組につながっている。

市政においては、「武藏野市方式」と呼ばれる市民参加、議員参加、職員参加による基本構想・長期計画の策定をはじめとして、急速な宅地化から緑を守る取組としての武藏野市民緑の憲章の策定、武藏野市の市民参加の基盤となった自主参加、自主企画、自主運営のコミュニティづくり、住宅地におけるクリーンセンターの建設や運営など、市民参加のもと、市民、議会及び行政が一体となって様々な公共的課題の解決を図ってきた。

また、法令を補う独自の条例の制定や要綱による行政指導の展開、全国に先駆けてのコミュニティバスの導入など、常に市民の意思を施策に反映し、市民の人権を守る先駆的な取組を行ってきた。

今後も、地方分権改革の進展などに伴い、市民にとって最も身近な基礎自治体として、自主的かつ自立的に公共的課題を解決し、地域の実情に即して市政を推進していくことがより一層求められる。

このような現状に鑑み、恒久平和の実現を目指し、子どもをはじめ全ての年代の市民一人ひとりの人権を尊重するとともに、先人たちが築き上げてきた市民自治及び市民参加の取組を将来にわたって推進していくためには、市政運営のよりどころとなる「基本的な自治の原則」を明らかにする

- 1 必要がある。
- 2 ここに、武蔵野市の市民自治及び市政運営についてその基本原則を明らかにするとともに、これ  
3 を総合的かつ一体的に推進するため、この条例を制定する。
- 4
- 5 第1章 総則
- 6 (目的)
- 7 第1条 この条例は、武蔵野市における市民自治及び市政運営に関する基本的な事項を定めるとと  
8 もに、市民、市議会（以下「議会」という。）及び市長等の役割等を明らかにすることにより、  
9 市民自治の一層の推進を図ることを目的とする。
- 10 (定義)
- 11 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに  
12 よる。
- 13 (1) 市民 武蔵野市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者、市内に存する学校に在  
14 籍する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所にお  
15 いて事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- 16 (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資  
17 産評価審査委員会をいう。
- 18 (3) 市 議会及び市長等をいう。
- 19 (基本原則)
- 20 第3条 市民自治の推進は、市が、市政に関する情報（以下この条において「市政情報」という。）  
21 を適時に、かつ、適切な方法により、市民に対して分かりやすく提供することにより、  
22 市と市民とが市政情報を共有することができるようすることを旨として行われるものとする。
- 23 2 市民自治の推進は、市が、市民の市政に参加する権利を保障するとともに、市政情報の共有を  
24 通じて、市民が市政に参加する機会を保障することを旨として行われるものとする。
- 25 3 市民自治の推進は、市民、市議会議員（以下「議員」という。）、市長等及び市職員（以下「職  
26 員」という。）のみならず武蔵野市に関わる様々な主体が、市政情報を共有して市政に参加し、  
27 協働して公共的課題の解決を図ることを旨として行われるものとする。
- 28 4 市長は、市民、議員及び職員の参加のもとに、市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定す  
29 ることにより、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図  
30 り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。
- 31 第2章 市民、議会及び市長等の役割等
- 32 (市民の役割)
- 33 第4条 市民は、自らが自治の主体であり、かつ、民主主義の担い手であることを自覚して行動す  
34 るよう努めるものとする。
- 35 2 市民は、現在及び将来の市民に配慮するとともに、持続可能な社会の実現に向けて行動するよ  
36 う努めるものとする。
- 37 3 市民は、互いにその自由、人権及び人格を尊重するものとする。
- 38 (議会の責務)

- 1 第5条 議会は、武蔵野市における自治の発展に寄与するよう努めなければならない。
- 2 議会は、市民の意思を市政に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、総合的かつ計画的な市政運営が行われているかどうか及び市民の意思が市政に適切に反映されているかどうかについて、市長等の事務の執行状況の監視及び評価をするとともに、自らも政策の立案、提言等を行うものとする。
- 4 議会は、市民参加の前提となる情報共有を図るため、何人に対しても開かれた議会の運営に努めなければならない。
- 8 (議員の役割)
- 9 第6条 議員は、市民の意思を市政に反映させるため、公共的課題及び市民の意見の把握に努めるものとする。
- 11 2 議員は、一部の市民の利益ではなく、市民全体の利益を追求するものとする。
- 12 3 議員は、市民の多様な意見を代表して、その信託に応えるものとする。
- 13 (市長等の責務)
- 14 第7条 市長は、武蔵野市の代表者として、市政を総合的に調整し、公正かつ誠実に運営しなければならない。
- 16 2 市長等は、職員を育成し、及び職場環境を整備することにより市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図り、もって武蔵野市に対する市民の満足度を向上させるよう努めなければならない。
- 19 3 市長等は、その保有する情報を分かりやすく提供するよう努めることにより、市民との情報共有を図らなければならない。
- 21 4 市長等は、市民の意見を把握し、市政に適切に反映させるよう努めるものとする。
- 22 (職員の責務)
- 23 第8条 職員は、市長、議長その他の任命権者の監督のもとに、法令を遵守し、誠実に、公正に及び能率的に職務を遂行しなければならない。
- 25 2 職員は、自らが自治の担い手であることを自覚するとともに、市民の信頼に応え、様々な公共的課題に対して、市民全体の利益を確保する観点から職務を遂行するよう努めなければならない。
- 27 3 職員は、災害等の緊急時においては、市民及び関係機関と協力して市民の安全確保に努めなければならない。
- 29 第3章 参加と協働
- 30 第1節 情報共有
- 31 (知る権利の保障)
- 32 第9条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市民の知る権利について保障するものとする。
- 33 (情報公開)
- 34 第10条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市政に関する情報を適時に、かつ、適切な方法で公開するとともに、市民に対して分かりやすく提供するよう努めなければならない。
- 36 2 前項に定めるもののほか、情報公開について必要な事項は、別に条例で定める。
- 37 (会議の公開)
- 38 第11条 市長等は、自らが主催する会議（当該会議における配布資料及び会議録を含む。）について

1 は、これを公開する。ただし、当該会議の性質上、非公開とすべき正当な理由があると認めると  
2 きは、この限りでない。

3 (説明責任)

4 第12条 市は、政策形成の過程を明らかにするとともに、政策、施策、事務事業等（以下「政策等」  
5 という。）の立案、決定、実施及び評価の各段階において、その内容について市民に対して分か  
6 りやすく説明するよう努めなければならない。

7 (個人情報の保護)

8 第13条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、個人情報の保護について必要な措置を講じな  
9 ければならない。

10 2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定める。

11 第2節 市民参加

12 (市民参加の権利及び機会の保障)

13 第14条 市は、市民の市政に参加する権利及び市民が市政に参加する機会を保障するものとする。

14 (市民参加の手続等)

15 第15条 市長等は、政策等の立案及び決定の段階において、その内容及び性質に応じ、適時に、か  
16 つ、適切な方法（アンケートの実施、意見交換会、ワークショップ等の開催、検討委員会等にお  
17 ける市民委員の公募、パブリックコメント手続（政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじ  
18 め公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めるこ  
19 う。以下同じ。）の実施その他の方法をいう。）により、市民参加の機会を設けるよう努めなけ  
20 ればならない。

21 2 市長等は、次に掲げる場合においては、原則として、意見交換会を開催するとともに、パブリッ  
22 クコメント手続を実施するものとする。

23 (1) 第23条第1項の武藏野市長期計画その他の武藏野市の重要な計画を策定しようとする場合  
24 (2) この条例その他の市政運営全般に関わる条例の制定又は改廃の議案を議会へ提出しようす  
25 る場合

26 (3) 前2号に掲げるもののほか、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める  
27 政策等を決定しようとする場合

28 3 市長等は、前項各号に掲げる場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、意見交  
29 換会の開催及びパブリックコメント手続の実施をしないことができる。この場合において、市長  
30 等は、その理由を明らかにしなければならない。

31 (1) 緊急に政策等を行う必要があるとき。

32 (2) 金銭の徴収又は給付に関する政策等を行うとき。

33 (3) 法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他軽微な変更を行うとき。

34 (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求が  
35 あったとき。

36 4 前3項に定めるもののほか、意見交換会の開催及びパブリックコメント手続の実施について必  
37 要な事項は、別に規則で定める。

38 第3節 協働

1 第16条 市は、武蔵野市に関わる多様な主体が目的を共有し、適切な役割分担及び相互の協力のも  
2 と、それぞれの特性を最大限に發揮し、かつ、相乗効果を發揮しながら公共的課題の解決を図る  
3 取組である協働を推進するものとする。

4 2 前項の主体は、それぞれの自主性及び主体性を尊重するとともに、対等な立場にあることを自  
5 覚し、協働に取り組むものとする。

6 第4節 コミュニティ

7 (コミュニティの位置付け)

8 第17条 コミュニティとは、市民相互の対話、意見の交流及び連帯を生み出し、市民自治を築いて  
9 いくための市民生活の基礎単位となるものをいう。

10 (コミュニティづくりの支援等)

11 第18条 市は、コミュニティづくりにおける市民の自主性及び主体性を最大限に尊重しなければな  
12 らない。

13 2 市は、コミュニティづくりにおける必要な支援を行うものとする。

14 3 前2項に定めるもののほか、コミュニティについて必要な事項は、別に条例で定める。

15 第5節 住民投票

16 第19条 市長は、地方自治法第7条第1項の規定による廃置分合又は境界変更の申請を行おうとする  
17 ときは、住民投票を実施しなければならない。

18 2 前項に定めるもののほか、市長は、市政に関する重要事項（別に条例で定めるものを除く。）に  
19 ついて、武蔵野市に住所を有する18歳以上の者のうち、別に条例で定めるものの一定数以上から  
20 請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

21 3 市は、別に条例で定めるところにより成立した住民投票の結果を尊重するものとする。

22 4 市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、その結果を公表するものとする。

23 5 前各項に定めるもののほか、住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

24 第4章 議会の会議

25 第20条 議会は地方自治法第102条の規定に基づき定例会及び臨時会とし、定例会の回数は毎年4回  
26 とする。

27 2 定例会の招集の時期は、別に規則で定める。

28 第5章 議会と市長等との関係

29 (審議等の基本原則)

30 第21条 議会と市長等とは、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、合意形成に向けて審  
31 議を尽くすよう努めなければならない。

32 2 市長等は、市政運営について議会との情報共有を図るため、議会に対して、適切で分かりやす  
33 い資料を提供し、説明し、又は報告をするよう努めるものとする。

34 3 前項の場合において、市長等は、必要に応じて議会に行政報告（市長等が本会議又は常任委員  
35 会、議会運営委員会若しくは特別委員会（次条において「委員会等」という。）において行う政  
36 策等の内容、進行状況等に関する報告をいう。）を行うよう努めるものとする。

37 (委員会等への市長等の出席)

38 第22条 市長、副市長、教育長その他関係職員は、委員会等における審査に際して議会から求めが

1 あつたときは、原則として出席するものとする。

2 第6章 行政の政策活動の原則

3 (長期計画の策定等)

4 第23条 市長は、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図  
5 り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するため、武蔵野市長期計画（以下「長期計画」とい  
6 う。）を策定するものとする。

7 2 市長は、長期計画の策定又は見直しにあたっては、市民、議員及び職員の多様な参加の機会を  
8 確保しなければならない。

9 3 前2項に定めるもののほか、長期計画について必要な事項は、別に条例で定める。

10 (健全な市政運営等)

11 第24条 市は、市民の福祉の向上のため、市政の運営にあたっては、自らの責任において主体的に  
12 判断するとともに、行使できる権限を積極的に活用していくものとする。

13 2 市は、限られた財源を有効に活用し、効率的で、かつ、実効性の高い市政を運営するため、その  
14 財政の健全な運営に努めなければならない。

15 (行政手続)

16 第25条 市長等は、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民の権利及び  
17 利益を保護するため、処分、行政指導等を行う場合には、適正な行政手続を経なければならない。

18 2 前項に定めるもののほか、行政手続について必要な事項は、別に条例で定める。

19 (文書管理)

20 第26条 市は、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明できるようにするため、文書（図画、写真、  
21 フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ  
22 きない方式で作られた記録をいう。）を含む。次項において同じ。）を作成し、これを適正に管  
23 理しなければならない。

24 2 前項に定めるもののほか、文書の管理について必要な事項は、別に条例又は規則で定める。

25 (政策法務の推進)

26 第27条 市は、法に基づいて行政を行うとともに、法を政策実現のための手段としてとらえ、主体  
27 的に法令を解釈し、若しくは運用し、又は武蔵野市の特性に応じた条例を制定することにより、  
28 公共的課題の有効かつ適切な解決を図るものとする。

29 (行政評価)

30 第28条 市長等は、持続可能な市政運営の実現に向けて、限られた政策資源を最大限に活用するた  
31 め、政策等について、必要性、効率性又は有効性の観点から、適時に、かつ、合理的な手法によ  
32 り評価を行うとともに、その結果を政策等に適切に反映させるよう努めなければならない。

33 (財政援助出資団体)

34 第29条 市長等は、財政援助出資団体（武蔵野市が出資等を行い、その業務が市政と極めて密接な  
35 関連を有している団体及び武蔵野市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等  
36 を要するものをいう。）の設立の趣旨を最大限に生かしていくため、当該財政援助出資団体への  
37 適切な指導及び監督を行うものとする。

38 第7章 国及び東京都との関係

1 第30条 市は、市民にとって最も身近な基礎自治体として、地域における行政を自主的かつ総合的  
2 行う役割を広く担うものであることを自覚し、国及び東京都との関係において武藏野市が分担  
3 すべき役割を明確化し、並びに国及び東京都と対等な立場で連携及び協力を図るものとする。

4 第8章 広域的な連携及び協力

5 第31条 市は、各地域が相互に補完し、及び発展することを目指し、友好都市及び近隣の市区町村  
6 等との連携及び協力をを行うものとする。

7 2 市は、災害が広域的に影響を及ぼすものであることに鑑み、災害時に友好都市及び近隣の市区  
8 町村等の地域間で相互に協力及び支援を行うよう努めるものとする。

9 第9章 平和及び国際交流

10 第32条 市は、世界連邦宣言及び非核都市宣言の理念に基づき、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを次  
11 世代に語り継いでいくとともに、恒久平和の実現を目指した活動を展開することにより、国際社  
12 会との交流及び連携並びに世界の人々との相互理解を推進するよう努めなければならない。

13 付 則

14 (施行期日)

15 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、別に条例で定める日か  
16 ら施行する。

17 (武藏野市議会定例会の回数に関する条例の廃止)

18 2 武藏野市議会定例会の回数に関する条例（昭和31年9月武藏野市条例第14号）は、廃止する。

19 (武藏野市長期計画条例の一部改正)

20 3 武藏野市長期計画条例（平成23年12月武藏野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

21 (次のように略)

22

## 参考資料2

### 《武藏野市長期計画条例》

平成23年12月13日条例第28号

#### 武藏野市長期計画条例

##### (目的)

**第1条** この条例は、武藏野市（以下「市」という。）が市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とする。

##### (長期計画)

**第2条** 市長は、前条の目的を達成するため、武藏野市長期計画（以下「長期計画」という。）を策定するものとする。

2 長期計画は、市政運営の基本理念、当該計画期間に実施すべき政策、財政の見通し等を定めるものとする。

3 長期計画は、10年を1期として定め、当該計画期間の前期5年を実行計画とし、後期5年を展望計画とする。

4 市が実施する政策は、すべて長期計画にその根拠がなければならない。ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでない。

##### (実行計画の見直し)

**第3条** 市長は、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする。

##### (市民等の参加)

**第4条** 市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定（以下「長期計画等の策定」という。）を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。

2 市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。

##### (議決)

**第5条** 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。

##### (市長の責務)

**第6条** 市長は、長期計画に定められた政策の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならぬ。

##### (他の計画との関係)

**第7条** 市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

##### (委任)

**第8条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の日を始期とする長期計画について適用する。

参考資料3  
(作成中)

## 参考資料4

### 1 第六期長期計画・調整計画市民会議

2 第六期長期計画・調整計画策定に向け、多様な市民参加の手法の1つとして、市民会議を設  
3 置し、調整計画策定において議論すべき課題や重点的に取り組んでいくべき事項等について、  
4 市民感覚で議論した。全4回の会議では、第六期長期計画の各分野（健康・福祉/子ども・教育  
5 /平和・文化・市民生活・緑・環境/都市基盤/行財政）に関して「現状と課題」や「必要な取組  
6 み」についてのグループ討議や分野を横断した市政全般に関する全体討議も行われた。各委員  
7 からの多様な意見は、報告書としてまとめ、市長に報告されるとともに、策定委員会での議論  
8 の参考とした。

9 報告書の主な内容は以下のとおり。全文は市ホームページに掲載している。

【市 HP】

10 [https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku\\_keikaku/sogoseisakubu\\_shisaku\\_keikaku/chokikeikaku/6th\\_choki\\_chosei\\_keikaku\\_sakutei/shiminkaigi\\_r406\\_07/index.html](https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/sogoseisakubu_shisaku_keikaku/chokikeikaku/6th_choki_chosei_keikaku_sakutei/shiminkaigi_r406_07/index.html)



#### 14 1 概 要

回	日程	内容
1	6月13日（月）	「市政全体について、いま思うこと」
2	6月26日（日）	グループ討議 (1) 健康・福祉、(2) 子ども・教育、(3) 行財政
3	7月3日（日）	グループ討議 (1) 平和・文化・市民生活、(2) 緑・環境、(3) 都市基盤
4	7月22日（金）	「分野横断的な課題とそれに対する取組み」

15 ※委員数：男性13名、女性5名、計18名（4グループ）

#### 16 2 主な意見

分野	課題	取組み
健康・福祉	かかりつけ医が市外の方もいる。近隣自治体との連携が必要。	クリニック側が患者を把握するような制度を構築するとともに、近隣自治体と連携した広域的な福祉体制を検討する。
子ども・教育	子どもに食事を提供できる市の施設がない。また、悩みや不安を抱える子どもの情報が不明瞭。	市内飲食店と連携し、子どもに食事を提供しながら、困り事などを抱える子どもの情報を市が収集する。
平和・文化・市民生活	自主防災組織の活動内容や実績、役割が不明。担い手も高齢化、固定化している。	プロジェクト型のその時居合わせた人で動けるような計画を作る。
緑・環境	市内のどこにどのような公園があるか全体像が見えない。	全体像が見えるような観光マップを作成し、駅前に案内板を設置する。
都市基盤	歩道や通学路を通る自軒車のマナーが悪い。	全年齢的な自軒車安全指導を行うとともに、自軒車マナーの取り締まりを強化する。
行財政	市政に興味関心がない方への情報発信ができていない。また、ホームページも関連情報のリンクが乏しく検索しにくい。	市ホームページにて「本日決定したこと」を一行ニュースのように表示させ、そこに関連リンクを貼付する。

1 3 当日の様子  
2



## 参考資料5

第六期長期計画・調整計画市民ワークショップ

令和2年4月の第六期長期計画開始以降に生じたさまざまな社会情勢の変化を踏まえた市民意見を聴取するため、5月と8月に市民ワークショップを実施した。市民ワークショップは、普段市政に参加する機会があまりない市民から広く意見をいただくことを目的に無作為抽出によって参加者を募集するとともに、コロナ禍において広く参加の機会を確保するため、オンラインでも実施した。

各ワークショップの主な内容は、以下のとおり。全文は市ホームページに掲載している。【市 HP】  
[https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku\\_keikaku/sogoseisakubu\\_shisaku\\_keika\\_ku/chokikeikaku/6th\\_choki\\_chosei\\_keikaku\\_sakutei/workshop/index.html](https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/sogoseisakubu_shisaku_keika_ku/chokikeikaku/6th_choki_chosei_keikaku_sakutei/workshop/index.html)



### 1 概 要

日程	会場	参加者	当日の流れ
5月22日(日)	オンライン (ZOOM)	26名 (男:19名/女:7名)	(1) ワークショップ及び懇親会の流れを説明 (2) グループワーク ①この2年間の生活でどんな変化があったか。 その変化はよい変化か、悪い変化か。 ②悪い変化を良い変化にするにはどうしたらよいのか。 ③良い変化をさらに良くするにはどうしたらよいのか。 ※1グループの参加者は4~5名程度 ※意見出しはホワイトボードツール(MIRO)を活用
5月29日(日)	オンライン (ZOOM)	26名 (男:16名/女:10名)	
8月6日(土)	対面 (スイングホール)	17名 (男:11名/女:6名)	(3) 全体共有

対象者：住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民1,500人のうち参加を希望された方

※8月の市民ワークショップは、無作為抽出に加え、公募にて参加者を募集

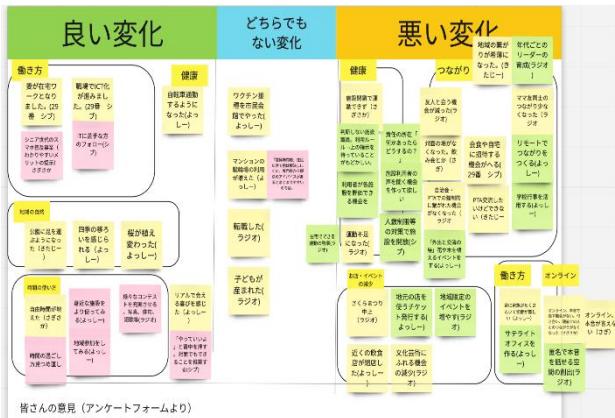
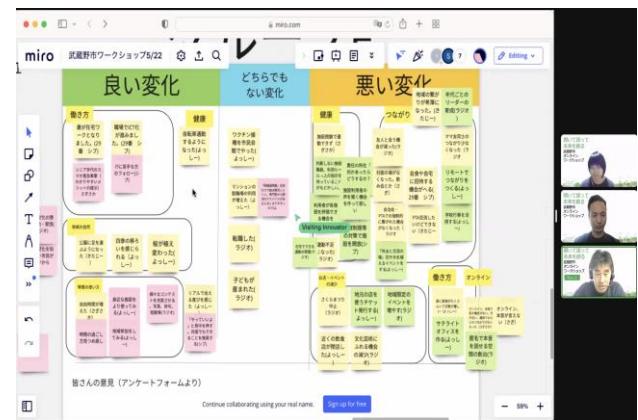
その他：全体進行及び各グループでの進行は、市民ファシリテーターが実施

### 2 主な意見

変化	良くするために
オンライン会議やイベントの機会の増加	若い世代や高齢者等苦手な方をサポートできる仕組みを構築 情報機器への助成制度や利用促進に向けたイベントの開催
自己時間の増加	図書館や体育施設などの設備やメニューの充実 イベントや施設情報などの積極的な広報
昔からある老舗の閉店	武藏野市テイクアウト食祭りなどのイベント実施 クラウドファンディングなど地元古舗を応援する仕組みを構築
農地の宅地化による緑の減少	税金の軽減や支援金の充実／緑を維持している事業者へのインセンティブの確立
コミュニケーションの機会の減少	オンライン等を活用した新たなコミュニティ創出／会食や交流時のルール確立と周知
若・親子の増加	子ども手当の制限緩和／子育て情報の市外への発信強化
外出機会や通勤機会が減少し、運動不足	自宅でできる運動啓発動画を作成 市民から運動アイデアを募集し、体育馆のSNS等で情報発信

### 3 当日の様子

1  
2  
3  
4



## 参考資料6

1

### 第六期長期計画・調整計画むさしの未来ワークショップ

2

市の将来を担う中高生世代の意見を積極的に取り入れることを目的に、むさしの未来ワークショップを実施した。ワークショップでは、参加者が未来（2050年）の市長になった設定で、未来の市の状態や課題を把握し、将来世代の立場から現在の市長に直接政策提言を行った。

3

参加者は、市内在住・在学の中高生世代（12～18歳）の方で、市報やSNS、学校へのチラシ配架等により募集するとともに、中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」の参加者にも声掛けを行った。参加者からの多様な意見は、報告書としてまとめ、策定委員会での議論の参考とした。

4

報告書の主な内容は以下のとおり。全文は市ホームページに掲載している。 【市HP】

5

[https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku\\_keikaku/sogoseisakubu\\_shisaku\\_keikaku/chokikeikaku/6th\\_choki\\_chosei\\_keikaku\\_sakutei/workshop\\_musashino\\_mirai/index.html](https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/sogoseisakubu_shisaku_keikaku/chokikeikaku/6th_choki_chosei_keikaku_sakutei/workshop_musashino_mirai/index.html)



6

#### 1 概要

日程	会場	参加者	当日の流れ
7月28日(木)	武蔵野スイ ングホール	18名 (男:8名/女:10名)	(1)オリエンテーション・講義(未来の市の状況や課題等説明) (2)グループワーク ①2050年の未来市長が直面する課題の書き出し ②2050年の未来市長からの政策提言の書き出し ③松下市長への政策提言の発表と市長からのコメント

7

※全体進行及び各グループでの進行は、特定非営利活動法人地域持続研究所（千葉大学研究グループOPoSSum）と千葉大学の学生が実施

8

#### 2 主な意見

政策提言	市長コメント
農業 食料自給率の低さが課題であり外国人労働者やICT機器の活用が必要	試行事業として「CO+LAB MUSASHINO」という市内農業者と飲食店の連携事業を実施し、市内農産物を使った地産地消の取組みを進めている。
環境 余った食料や給食のごみをエネルギーにする仕組みが必要	焼却熱を電力に変える取組みを行っている。民間企業では、生ごみのたい肥化等様々な実験を実施しているため注目してほしい。
外国人 日本のルールを学ぶ機会や差別なく教育を受ける体制整備が必要	外国人を差別しないことは大切なこと。同じ住民であり、一員であるという意識が大切である。
福祉 子育て経験が豊富な高齢者による保育所があると、将来子どもが介護で興味を持てるのではないか	子どもが介護で興味を持つことは大事なこと。高齢者による保育所を開設した場合、利用者から選ばれるための工夫ができるとさらによい。
災害 発災時に拠点となる施設（防災トイレや飲料水排水所）を増やすべき	災害への備えは大事なこと。どのような場所にどのような施設が必要か具体的に考えられるもつとよいと感じた。
教育 選挙や人権に関する教育を小学校など早い段階で実施してはどうか	選挙や人権に関する教育はとても大事なことと認識している。自分と異なる意見を持つ人と議論するディベート力を養う必要もある。

9

1 3 当日の様子

2  
3



## 参考資料7

### 《市民意識調査》

市は、第六期長期計画・調整計画の策定にあたり、市政に対する市民の考え方を伺うため、「市民意識調査」を実施し、その速報版の集計結果を策定委員会へ報告した（最終の集計・分析結果は令和5年3月に公表予定）。以下に速報版の調査結果の一部を抜粋記載する。

【速報版】[https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/ikenboshu\\_enquete/enquete/1040791.html](https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/ikenboshu_enquete/enquete/1040791.html)

#### 1 調査の概要

- (1)調査対象 本市に居住する満18歳以上の方 4,000名(住民基本台帳からの無作為抽出)  
(2)調査方法 郵送配布・郵送・WEB回収併用  
(3)調査時期 令和4年7月27日(水)～8月26日(金)  
(4)回収結果 36.7%(1,468件) 郵送回収:922件／WEB回収:546件  
(5)調査内容 ①お住まいの地域のことについて ②市政に関する情報提供などについて  
③市の施策に対する満足度・重要度について  
④市の新型コロナウイルス感染症に関する施策に対する満足度などについて  
⑤平和・多文化共生について ⑥自由意見

	全体(人)	男性(人)	女性(人)
18歳・19歳	8	3	5
20歳代	119	44	72
30歳代	208	83	122
40歳代	232	99	132
50歳代	269	118	151
60歳代	219	104	112
70歳代	219	96	123
80歳以上	118	41	77
(無回答)	76	1	0
合計	1,468	589	794

(注)性別は、その他・無回答を表記していないため、男女を足し合わせても全体の人数にはならない。

#### 2 市の施策の満足度及び重要度

市の施策を25項目に分けて、満足度・重要度を調査した。(上位10項目)

##### ◆満足度順

順位	項目	満足度
1	ごみ	74.5
2	上・下水道	65.5
3	文化・学習・スポーツ	61.4
4	交通・道路	61.2
5	緑化・水辺空間	59.9
6	健康づくり	57.0
7	生活環境	54.2
8	都市基盤整備	53.8
9	自転車対策	48.6
10	安全対策	44.2

##### ◆重要度順

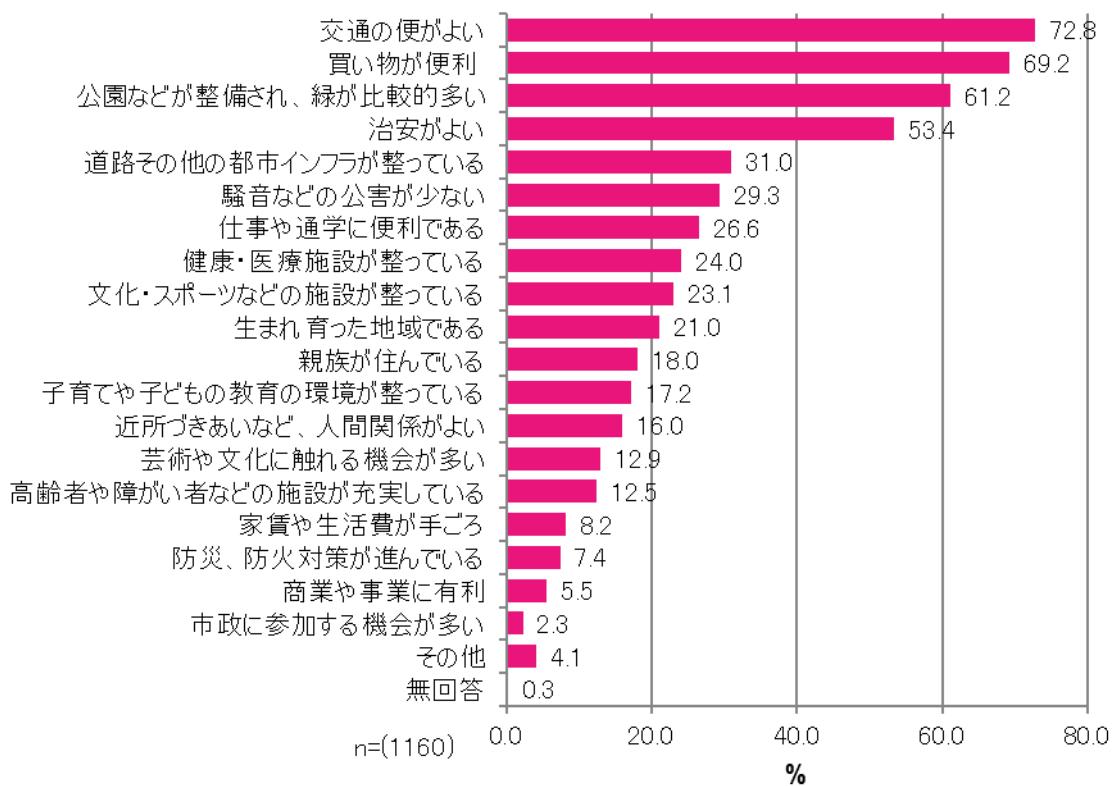
順位	項目	重要度
1	ごみ	92.0
2	災害対策	91.9
3	安全対策	91.4
4	上・下水道	90.6
5	健康づくり	90.5
6	緑化・水辺空間	90.0
7	生活環境	89.1
8	高齢者福祉	88.6
9	交通・道路	88.2
9	地域福祉	88.2

1 ◎満足度・重要度の計算方法

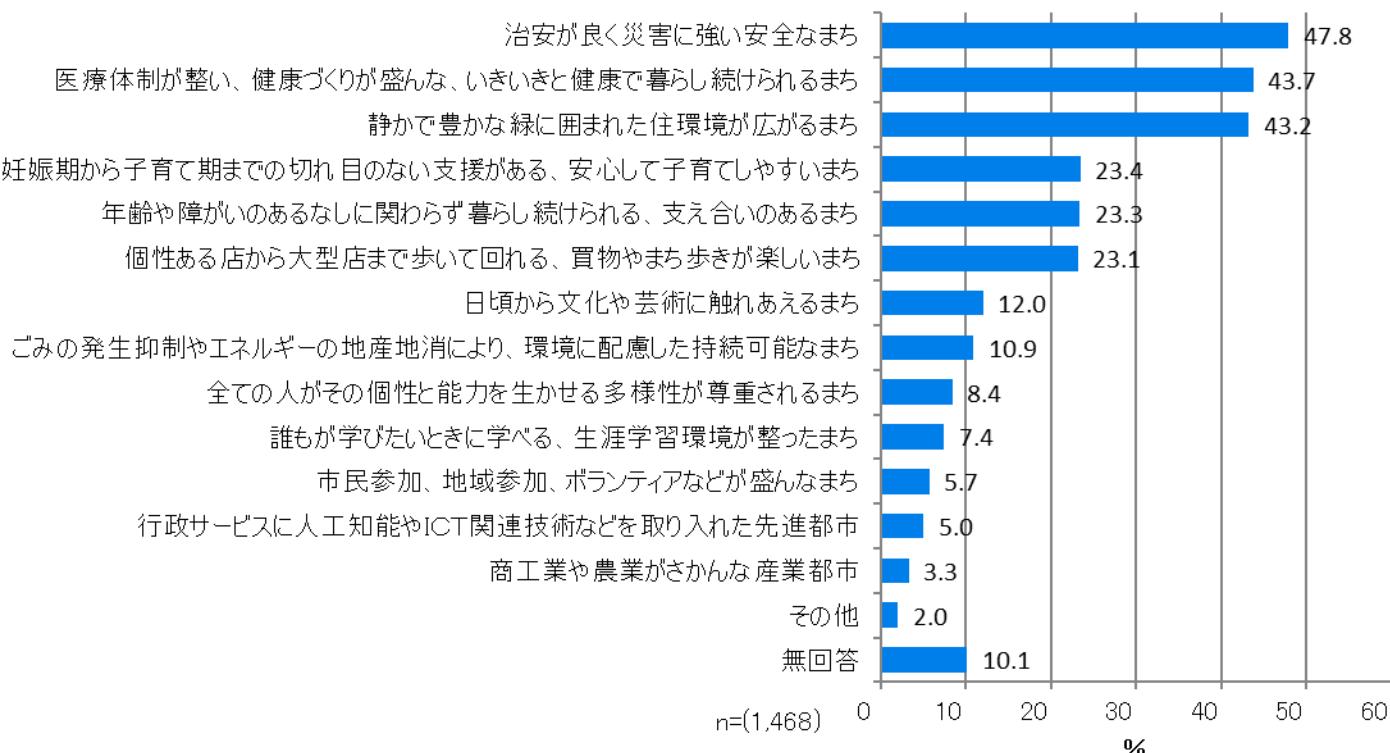
2 『満足』＝「満足」＋「ある程度満足」 『重要』＝「重要」＋「ある程度重要」

3 定住意向(複数回答)

4 今後もお住まいの地域に住み続けたいか調査をおこなったところ、今後も武蔵野市に住み続けたい方は  
5 79.1%という結果であった。その主な理由は以下のとおりであった。



4 期待する武蔵野市の将来像(複数回答)



## 参考資料8

1

### 《武藏野市地域生活環境指標》

2

3 武藏野市地域生活環境指標は、武藏野市の生活環境に関わる様々なデータを地図情報として視  
4 覚的に表現するとともに、市の基礎的な統計情報や近隣都市との比較をまとめた包括的なデータ集  
5 である。

6 第六期長期計画・調整計画策定のための基礎資料として、また、市民・議員・市長・職員が共通に  
7 利用できる政策情報の資料として、令和4年10月に、令和4年版地域生活環境指標を発刊した。

8 地域生活環境指標は市ホームページに掲載しており、冊子はこれまで有償頒布していたが、令和  
9 4年版より、市役所企画調整課の他、以下の関連施設で配布をしている。

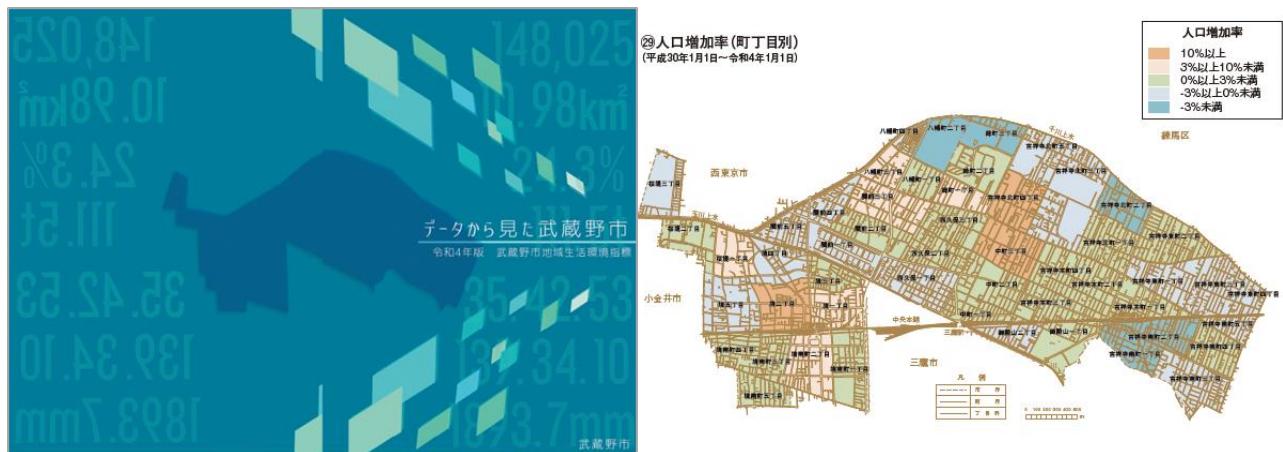
10

- 11 •市HP [https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/tokeishiryo/chiikiseikatsu\\_kankyoshihyo/1040384/index.html](https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/tokeishiryo/chiikiseikatsu_kankyoshihyo/1040384/index.html)
- 12 •配 布 企画調整課、各図書館、市政資料コーナー、各市政センター、市民会館、各コミュニティセ  
13 シター

14

15

16



17